

垂井町公共施設等総合管理計画

2017年3月策定

(2022年3月改訂)

(2026年3月改訂)

垂 井 町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 対象とする施設の範囲	4
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1. 公共施設等・インフラ資産の保有状況	5
2. 将来の人口予測	11
3. 財政状況	12
4. 将来の投資必要額、投資限度額	15
5. 課題の整理	23
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	24
1. 公共施設等の管理に関する基本方針	24
2. ファシリティマネジメントによる公共施設戦略	25
3. 公共施設等保有量の適正化	27
4. 長寿命化と安全確保	29
5. 維持管理・運営の効率化など	37
6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編	39
7. 個別施設計画に基づく対策	39
8. 公共施設等総合管理計画の実施体制	44
9. フォローアップ	45
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	47
1. 公共建築物の更新費用の縮減	47
2. 更新費用縮減のための取組	48
3. 施設類型ごとの取組方針	49
資料編	
垂井町第6次総合計画（一部抜粋）	65
公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）	66
公共施設等一覧表	69
用語解説	76

第1章 計画の基本的事項

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

我が国においては、経済成長とともに人口増加を背景に多様な公共施設等の整備が進められ、本町においても昭和40年代から昭和50年代を中心に、学校施設、保育施設、役場庁舎、道路、橋梁等を整備し、本町の重要な資産として、町民生活の向上、地域経済の発展を支えてきました。

これらの公共施設等は、これまで長きにわたり、本町の重要な資産として機能し、その役割を果たしてきましたが、近年では老朽化が進み、一斉に更新時期が到来し、また、老朽化等を起因とした事故のリスクも心配されるなど、安全・安心な生活を確保するための対策が必要になってきました。

また、国は、地方公共団体に対して、所有する施設等の現状を把握し、公共施設等の状況と将来の見通しを分析したうえで、それらを踏まえた管理の基本的な方針を定めるよう要請し、2013年(平成25年)11月に『インフラ長寿命化基本計画』を示し、さらに、2014年(平成26年)4月に『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』などを通じて、全国の自治体に対して公共施設等の総合的・計画的なマネジメントの推進を求めてきました。

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、今後、公共施設等の役割や必要性は変化していく可能性があり、また、医療・福祉などの社会保障費が増加し、税収の減少が心配されるなど、町財政は一層厳しさを増していくことが見込まれます。社会環境が変化していく中で、これまで整備してきた全ての公共施設等について現状のまま維持・更新していくことは困難であり、今後求められる公共サービスや町民ニーズの変化を見据えた対応が不可欠になってきます。

以上の背景をふまえ、本町では 2018年(平成30年)3月、次に示す「基本方針」と「7つのまちづくりテーマ」による『垂井町第6次総合計画』を策定し、2023年(令和5年)3月には本計画に係る『後期5年計画』を策定しました。

また、前述の国指針(公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針)を受け、本町が保有する公共施設等の現状を把握し、長期的な視点に立った維持管理・更新の基本方針を定め、将来にわたって持続可能で安全な公共サービスを安定的に提供していくために2017年(平成29年)3月に『垂井町公共施設等総合管理計画』を策定しました。

各公共施設等の具体的な取組内容については、別に『垂井町公共施設個別施設計画』の中で記述しますが、今後も、引き続き、町民一人一人の暮らしの基盤を守り、財政負担の平準化、資産の最適配置、施設の長寿命化等に努め、持続可能なまちづくりを図るため、現行の『垂井町公共施設等総合管理計画』を見直し、2026年(令和8年)3月、第3版を策定するものです。

垂井町第 6 次総合計画

基本方針「ひととまちが輝く 地域共創都市」

1. まち全体が活発でみんなで育む幸福度の高いまち（協働）
2. 自ら考えみんなで取り組む安全・安心なまち（安全・安心）
3. 将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち（都市基盤・環境）
4. 魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち（産業・交流）
5. すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち（福祉・健康）
6. ふるさとへの誇りと愛着をもった人材(「人財」)を育てるまち(教育・文化)
7. 総合計画を実行・実現できるまち（行財政運営）

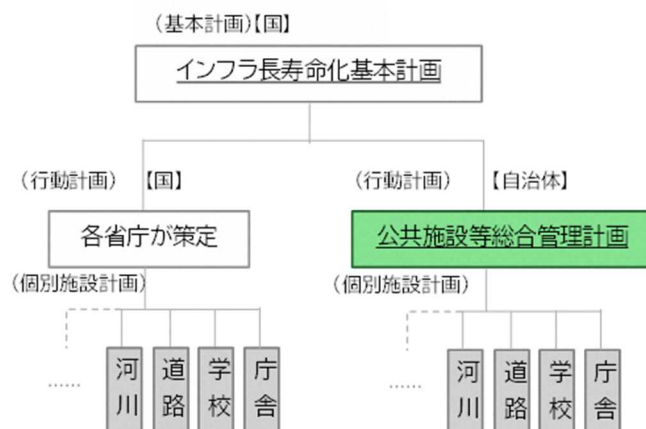
2. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

国土交通省は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラ資産の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新の必要性を明示し、各インフラ管理者に対し「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の策定を求めています。

これらの国の動向を受けて、総務省は平成 26 年 4 月、地方公共団体に対し、公共施設(建築物)およびインフラ資産を含めたすべての公共施設等を対象に、全体の現状を把握した上で、長期的・計画的な管理を行うための指針として「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。さらに令和 3 年 1 月には、個別施設ごとの実施計画(個別施設計画)を踏まえた本計画の見直しも要請されています。

本計画は、本町が保有するすべての公共施設およびインフラ資産について、将来を見据えた持続可能な施設マネジメントを推進するための基本的な方針を示すものです。この方針に基づき、施設ごとに個別施設計画を策定し、計画的かつ効率的に実施していきます。

【図表 0-1 公共施設等総合管理計画の位置付け】



3.計画期間

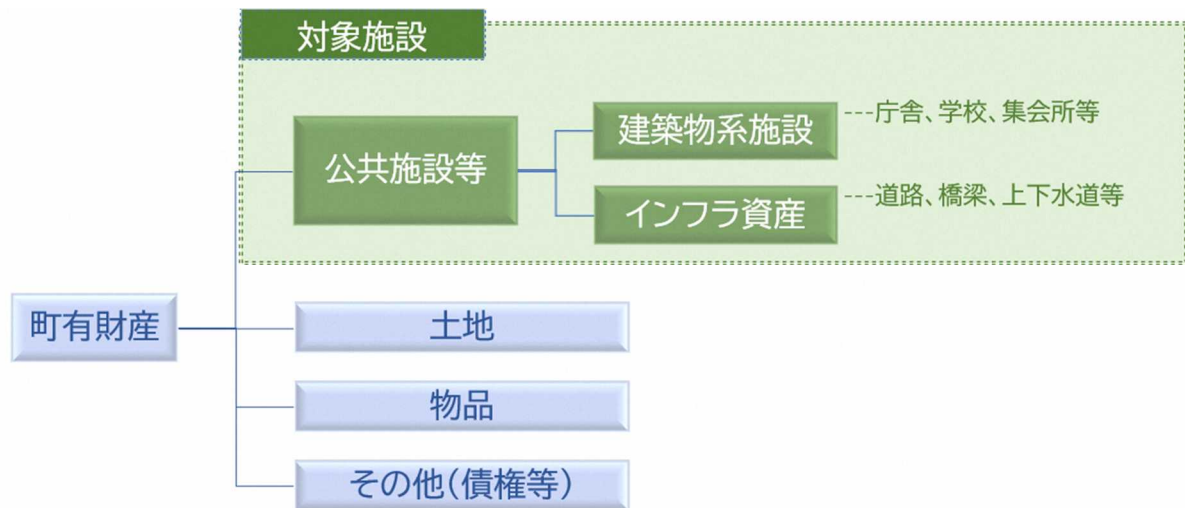
中長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施するため、本計画の計画期間は、2017年度から2036年度までの20年間とします。

公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、5年ごとに見直しを行います。各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜、本計画に反映するものとします。

4.対象とする施設の範囲

本計画は本町が所有するすべての公共施設等(公営企業を含む)を対象とします。公共施設等には、庁舎、学校、集会所などの「建築物系施設」と、道路、橋梁、上下水道の管路等の「インフラ資産」があります。

【図表 0-2 対象とする施設の範囲】



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等・インフラ資産の保有状況

(1) 公共施設等の保有状況

本町が保有する公共建築物(いわゆる「ハコモノ」施設)は、上水道施設や下水道施設などのインフラ関連施設を含め、合計 157施設であり、延床面積は 137,457 m²となっています。

用途別に見ると(図表 1-1 参照)、学校教育系施設の 1 校あたりの規模が大きく、小中学校(9 校)および学校給食センターの延床面積は合計 49,418 m²で、公共建築物全体の約 36.0%を占めています。次いで、町民文化系施設が 11.2%、公営住宅が 9.9%、子育て支援施設が 7.4%を占めており、これらの施設を合わせると、町が保有する延床面積の約 64.5%を構成しています。

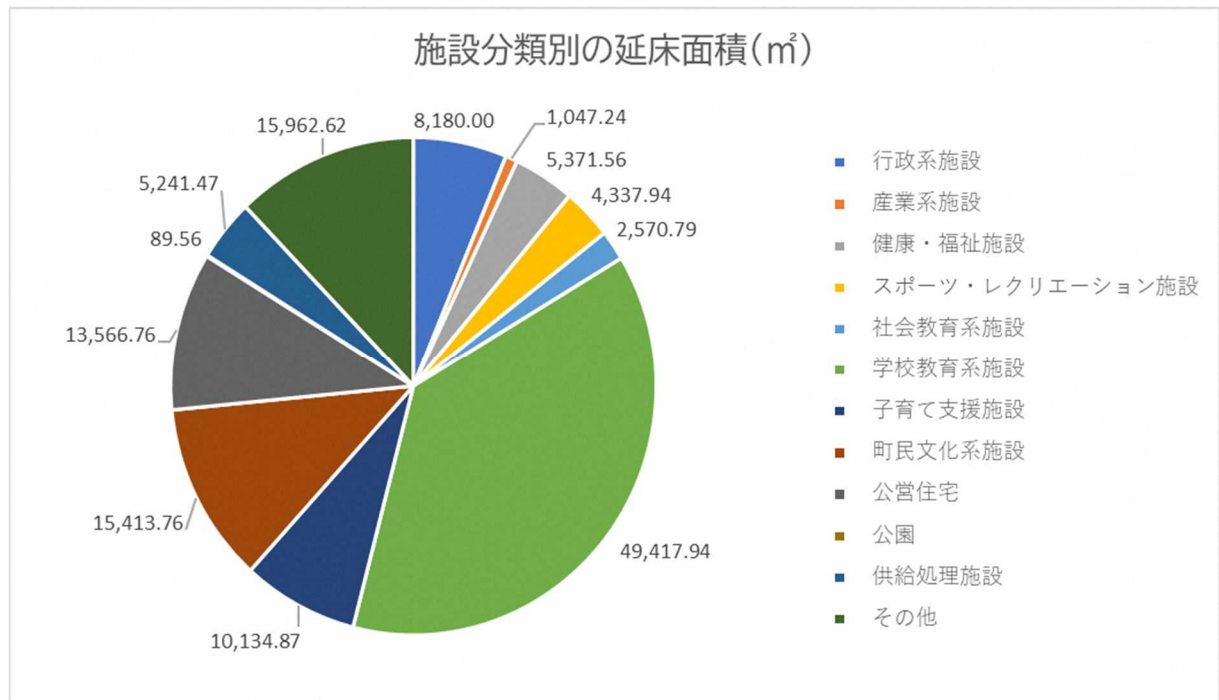
建築年度別で延床面積をみますと、1970 年以降から 1980 年前後にかけて小中学校校舎などの学校教育系施設が集中して整備され、文化会館、こども園、町営住宅の大半などが昭和 50 年代に整備されています。

このように、本町の公共建築物は昭和 50 年代に集中的に整備された時期があり、これらの施設の耐用年限が 60 年～70 年程度であるとしみますと、現在からおよそ 15年後の 2040年前後に更新のピークがやってくることが予想されます。

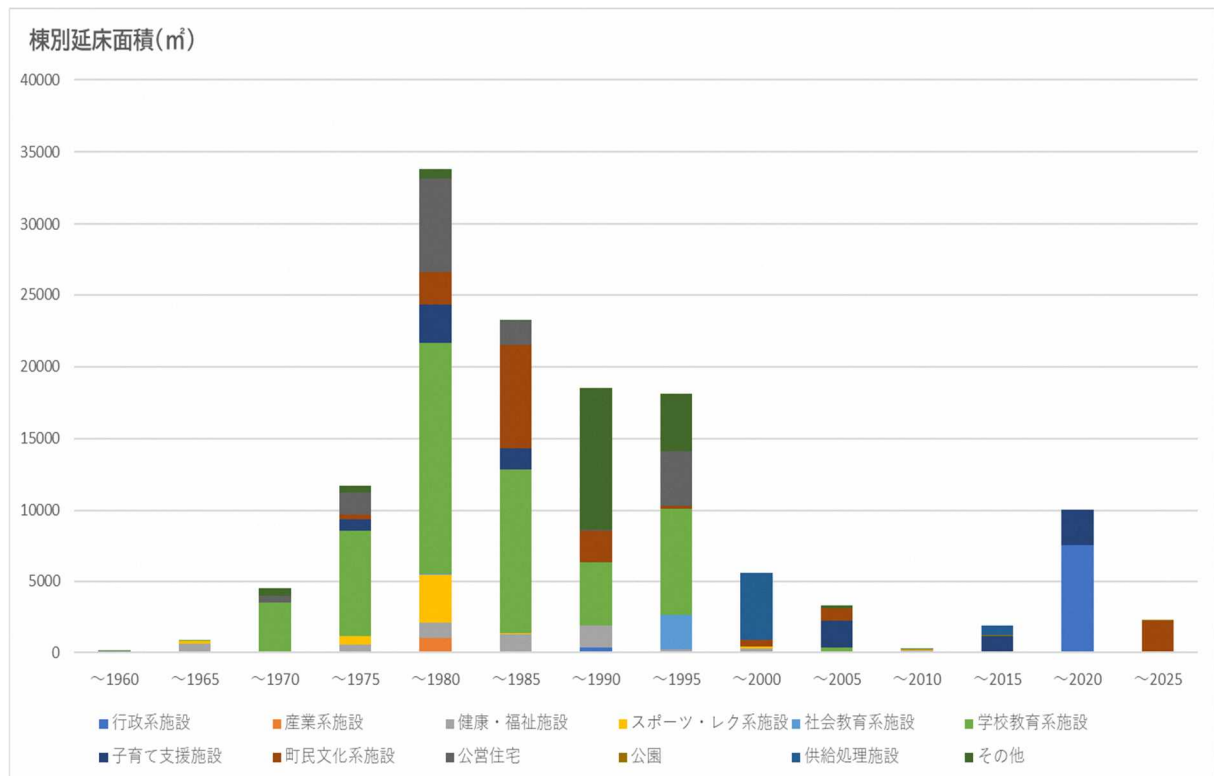
【図表 1-1 公共建築物総括表】

用途分類		施設名称	施設数	個別施設計画 上の区分数	延床面積	延床面積		
大分類	中分類					㎡	構成比	
1 行政系施設	①庁舎等	役場	1	3	7,434.65	8,180.00	5.41%	5.95%
	②消防施設	消防車庫、ポンプ車庫 器具庫、可搬庫	25	26	745.35		0.54%	
2 産業系施設	①産業系施設	コネクトベース垂井	1	2	1,047.24	1,047.24	0.76%	0.76%
3 健康・福祉施設	①障害福祉施設	けやきの家	2	2	1,294.73	5,371.56	0.94%	3.91%
		いずみの園					0.66%	
	②保健施設	保健センター	1	1	902.24		0.43%	
	③その他社会福祉施設	福祉会館	1	1	596.82		1.88%	
④高齢福祉施設	デイサービスセンター 老人福祉センター 生きがいセンター 生きがい拠点施設 夢の屋	5	6	2,577.77				
4 スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド	4	14	4,337.94	4,337.94	3.16%	3.16%
5 社会教育系施設	①博物館	菁莪記念館	1	1	119.25	2,570.79	0.09%	1.87%
	②図書館	タリヒピアセンター	1	1	2,451.54		1.78%	
6 学校教育系施設	①学校	小学校	9	34	48,372.02	49,417.94	35.19%	35.95%
		中学校					0.76%	
②その他教育施設	学校給食センター	1	2	1,045.92				
	7 子育て支援施設	①幼稚園・保育園・こども園	6	11	8,704.76	10,134.87	6.33%	7.37%
②幼児・児童施設	留守家庭児童教室	3	3	1,430.11	1.04%			
8 町民文化系施設	①集会施設	まちづくりセンター	37	37	11,702.58	15,413.76	8.51%	11.21%
		コミュニティセンター						
転作研修所								
集会所・その他								
②文化施設	文化会館	1	1	3,711.18	2.70%			
9 公営住宅	①公営住宅	町営住宅	7	20	13,566.76	13,566.76	9.87%	9.87%
10 公園	①公園(便所等)	公園便所等	8	8	89.56	89.56	0.07%	0.07%
11 上水道施設	①上水道施設	水源池、増圧ポンプ場 浄水場、取水場	8	8	1,737.00	1,737.00	1.26%	1.26%
12 下水道施設	①下水道施設	浄化センター	3	3	4,385.00	4,385.00	3.19%	3.19%
		農業集落排水処理施設						
13 供給処理施設	①供給処理施設	クリーンセンター	2	5	5,241.47	5,241.47	3.81%	3.81%
		エコドーム						
14 その他	①その他	防災倉庫、水防倉庫	30	31	15,962.62	15,962.62	11.61%	11.61%
		斎場、蜂焼倉庫						
		除雪車庫、駅周辺施設						
		庁舎東館、旧垂井地区まちづくりセンター						
		旧保育園、旧幼稚園						
		旧宮代小学校留守家庭児童教室						
合計			157	220	137,456.51	137,456.51	100%	

【図表 1-2 施設分類別の延床面積】



【図表 1-3 建築年度別延床面積】



(2) インフラ資産の現況

本町が所有するインフラ資産の総量は、図表 1-4 で示すとおりです。

【図表 1-4 インフラ資産総括表】

資産種別	総量(m)
道路	297,730
橋梁	2,081
上水道	247,739
下水道	136,114

(ア) 道路

本町が管理する道路は、総延長が 297,730m です。

【図表 1-5 道路総量内訳】

種類	道路延長(m)
町道	256,650
農道	2,351
林道	38,729
道路 計	297,730

(イ) 橋梁

本町が管理する橋梁は 178 橋です。総延長が 2,081m、面積が 13,169㎡ です。

建設年度別に見てみると、昭和 40 年代に面積比で半分以上の橋梁を建設しているので、今後橋梁の更新が集中することが予想されます。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋梁が 22 橋あり、その合計面積は 877 ㎡ です。これらの橋梁について、老朽度の調査と安全対策が必要になります。

【図表 1-6 橋梁総量内訳】

種類	橋数	橋長(m)	面積(㎡)	橋長割合	面積割合
PC(PRC)橋	50	593	3,425	28.5%	26.0%
RC橋	78	390	2,052	18.7%	15.6%
鋼橋	27	998	6,857	48.0%	52.1%
溝橋	23	100	836	4.8%	6.3%
橋梁 計	178	2,081	13,169	100.0%	100.0%

・PC(PRC)橋…プレストレストコンクリート橋

・RC橋…鉄筋コンクリート橋

(ウ)上水道管路

本町が管理する上水道管路の総延長は 247,739m であり、そのうち配水管が 9 割以上を占めています。2023年4月1日から上水道事業と簡易水道事業は統合され、上水道事業に簡易水道事業が含まれています。

地方公営企業法施行規則により定められた配水管の法定耐用年数(40年)を超過した管路は 52,932m(全体の 21.4%)となっており、さらに布設年度が不明な管路が 5,789m(全体の 2.3%)存在しています。

これらの管路については、今後の計画的な更新が必要となります。

【図表 1-7 上水道管路総量内訳】

種類	延長(m)	割合
導水管	3,497	1.4%
送水管	10,648	4.3%
配水管	233,594	94.3%
総延長	247,739	100.0%

(エ)下水道管路

本町が管理する下水道管路の総延長は 136,114m です。

国土交通省通知「下水道施設の改築について」において定められた下水道管路の標準耐用年数は 50 年とされていますが、現時点では、これを超過した管路はまだありません。

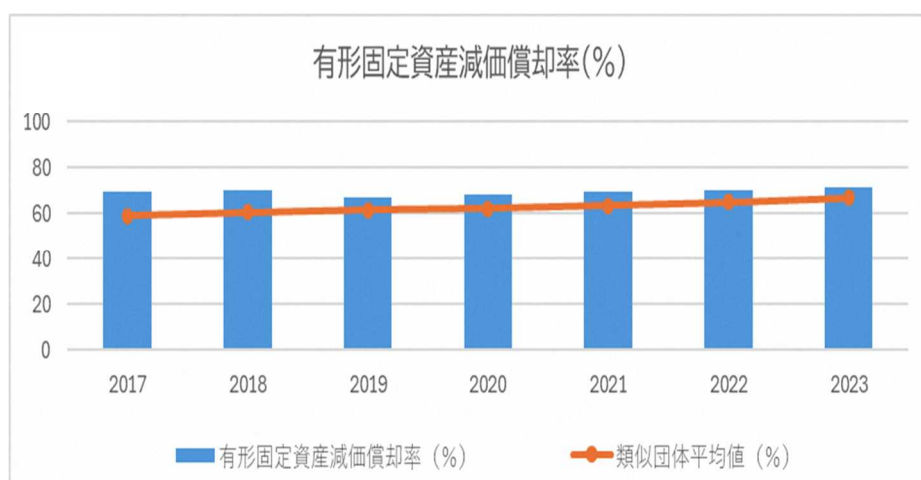
【図表 1-8 下水道総量内訳】

種類	延長(m)	割合
コンクリート管	10,726	7.9%
塩ビ管	125,388	92.1%
総延長	136,114	100.0%

(3)有形固定資産減価償却率の推移

【図表 1-9・1-10 有形固定資産減価償却率の推移】

項目/年度	2017	2018	2019	2020
減価償却累計額(百万円)	35,326	36,227	35,424	36,349
有形固定資産(百万円)※	51,008	51,563	52,912	53,312
有形固定資産減価償却率(%)	69.3	70.3	66.9	68.2
類似団体平均値(%)	58.9	60.4	61.5	62.0
項目/年度	2021	2022	2023	
減価償却累計額(百万円)	37,119	38,033	38,743	
有形固定資産(百万円)※	53,646	54,104	54,451	
有形固定資産減価償却率(%)	69.2	70.3	71.2	
類似団体平均値(%)	63.3	65.0	66.8	



*公会計財務書類

本町では、有形固定資産のうち償却資産を対象に、取得価格に対する減価償却累計額の割合(減価償却率)を算出することにより、資産の取得からどの程度の期間が経過しているかを把握しています。

2019年度においては、新庁舎の整備により減価償却率が一時的にやや低下したものの、類似団体平均値(本町と同じ市町村類型「町村V-1」の平均)をやや上回る水準となっています。今後は資産の老朽化に伴い、さらに上昇傾向を示すことが見込まれます。

本町は老朽化した施設をどのように更新していくかを検討する施設計画を遂行し、施設の老朽化問題に取り組む大事な時期に入っているといえます。

2. 将来の人口予測

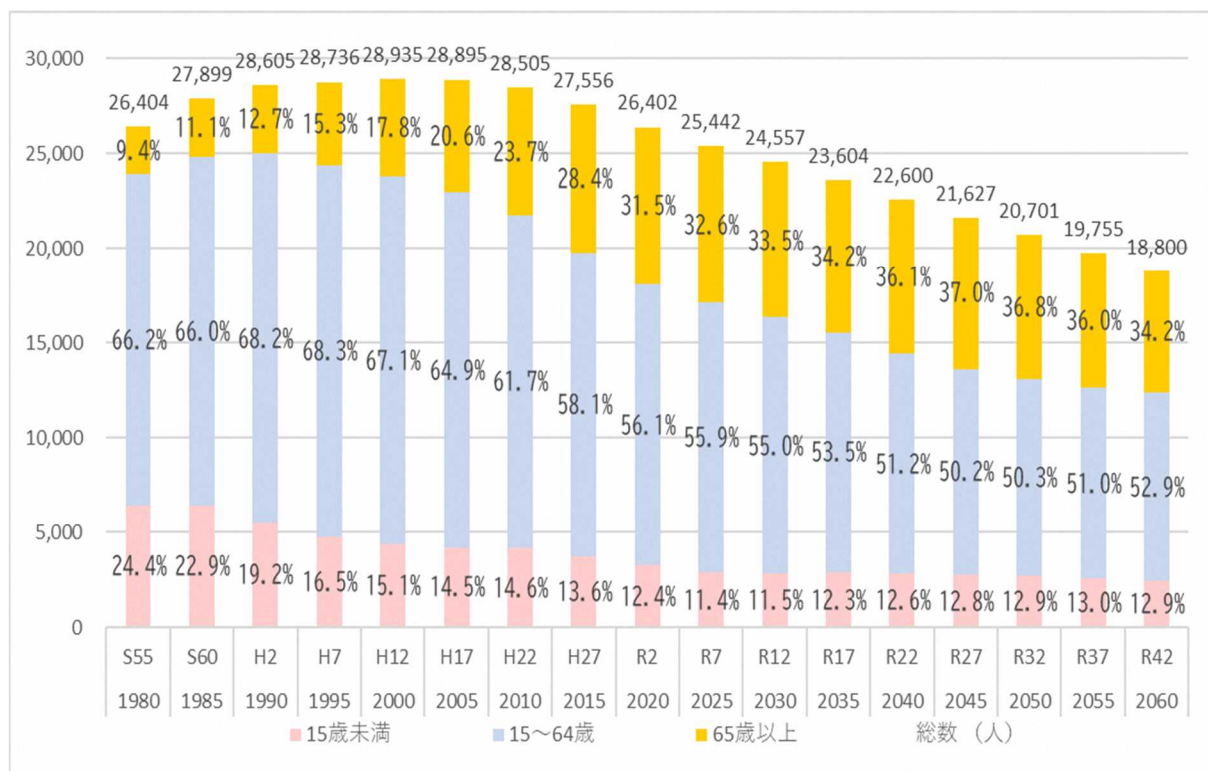
本町の人口は、2000年(平成12年)の28,935人をピークに減少しており、2020年(令和2年)には26,402人となっています。

1980年から総人口のピークを迎えた2000年までは、経済や社会の活力の中心を担う15～64歳(生産年齢人口)の割合が、総人口の約3分の2を占める人口構成となっていました。その後、生産年齢人口は減少傾向にあり、2025年以降も50%台を推移するものと見込まれています。

また、15歳未満(年少人口)の総人口に対する割合は、1980年以降徐々に減少し、2025年以降も10%台を推移するものと見込まれています。一方で、65歳以上(老年人口)の割合は1980年に9.4%でしたが、その後は増加を続け、2030年以降は総人口の約3分の1を占める人口構成になると見込まれています。

このような人口減少および少子高齢化の進行により、公共建築物の利用者数が減少するだけでなく、施設の維持管理費用の1人あたり負担額が増加することが懸念されます。今後は将来の人口規模に応じた公共建築物の保有量の適正化が求められます。また、年齢構成の変化に伴い、町民ニーズも変化していくことから、人口構成および社会情勢の変化に即した行政サービスの提供体制の見直しが必要です。

【図表 2-1 年齢3区分別人口割合の推移】



*1980年～2020年は国勢調査による実績値

2025年以降は「垂井町第6次総合計画(後期5年計画)年齢3区分別人口割合の推移(垂井町人口ビジョン根拠値による推計)」による予測値

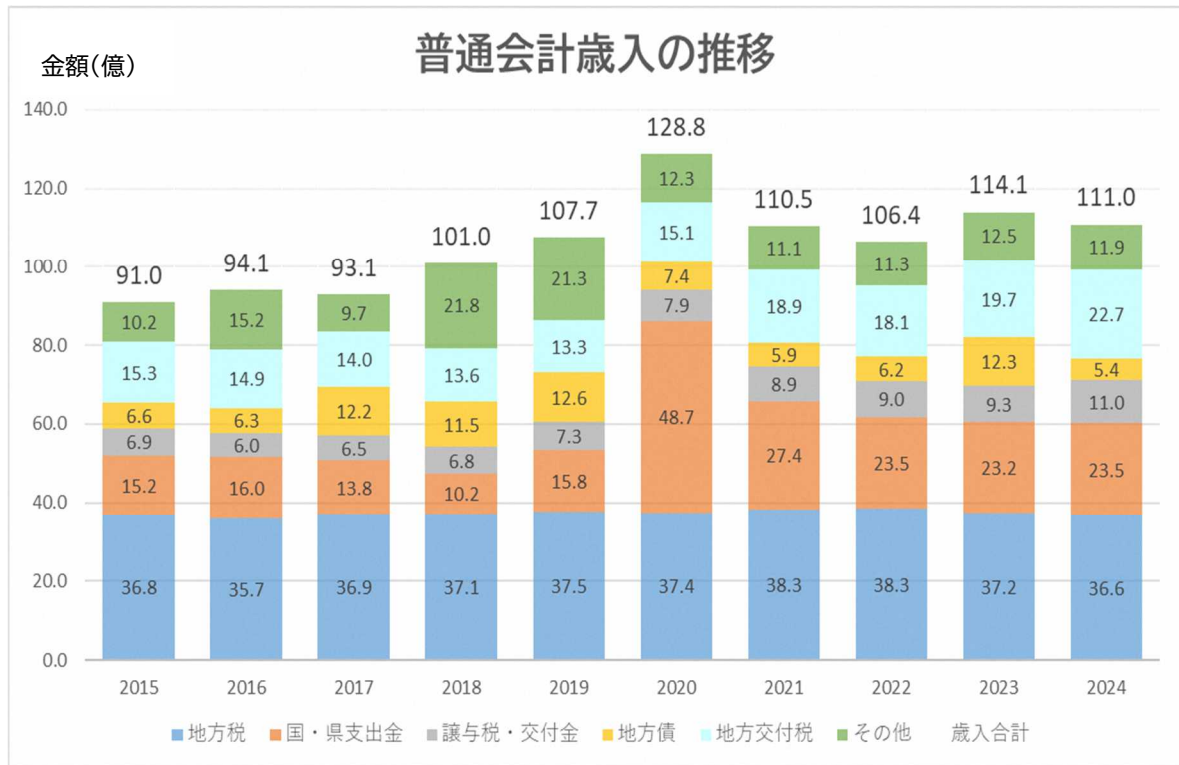
3. 財政状況

本町の財政状況について、2015年度から2024年度までの普通会計決算に基づき、歳入および歳出の推移を把握することで、その動向を確認することができます。あわせて、今後の課題となる公共建築物の更新および維持管理に要する費用について、将来負担額を試算し、財政面から見た本町の施設マネジメントの必要性と方向性を明らかにするものです。

(1) 歳入

本町の歳入は、地方税が約 36 億円から約 38 億円で推移しており、直近10年度(2015年度～2024年度)の平均は 37.2 億円です。国・県支出金は、コロナ禍の2020年度は 48.7 億円と突出して多く、その後も国庫支出金はコロナ禍前の水準よりも多く推移しています。地方交付税は、2020年度以降15億円を超えており、直近5年度(2020年度～2024年度)の平均は18.9 億円です。

【図表 3-1 普通会計の歳入の推移】

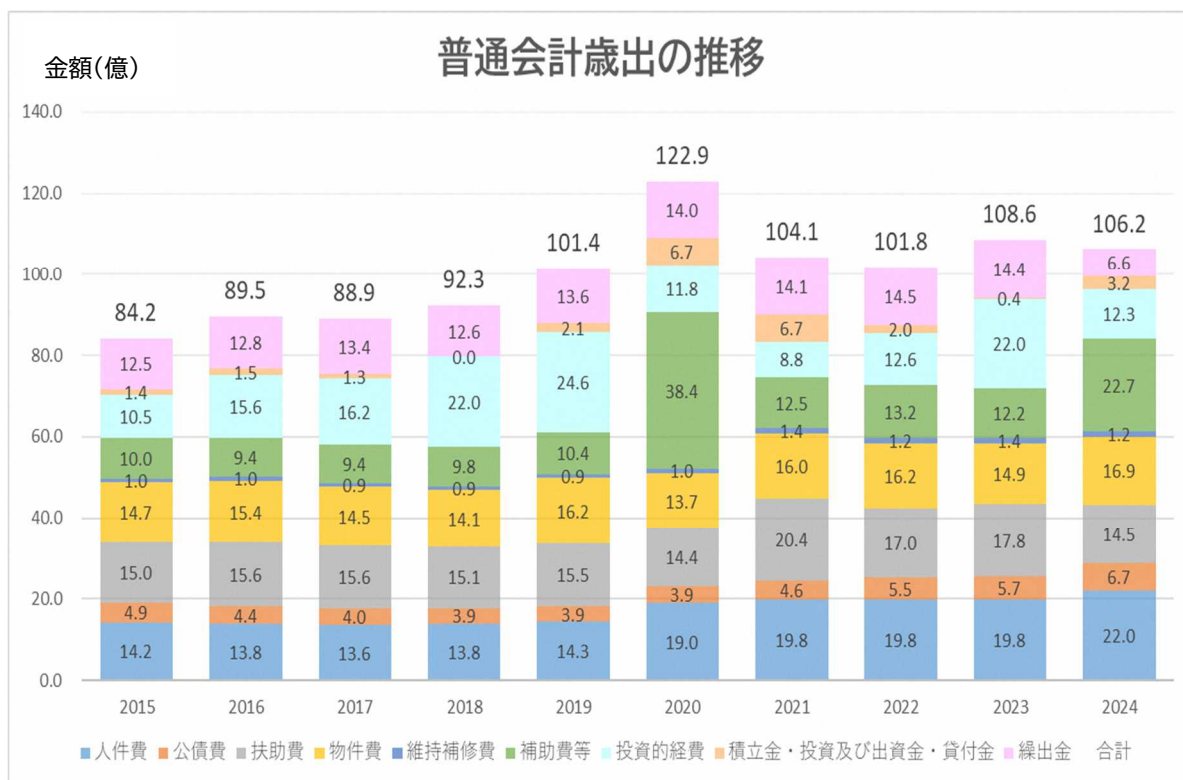


出典：総務省 2015～2023年度 市町村別決算状況調査、2024年度 垂井町歳入歳出決算書

(2) 歳出

本町の歳出総額は、2017年度までは概ね 80 億円台で推移していました。2018年度以降、コロナ禍である2020年度をピークに歳出総額は急増しました。その後のいずれの年度も歳出総額は100億円を超えています。歳出の内訳を性質別に見てみると、主に公共建築物の整備に充てられる投資的経費は、年度ごとに金額の上下があるものの、直近10年度(2015年度～2024年度)の平均は 15.6億円です。2018、2019年度には新庁舎の整備、2023年度にはワイワイプラザ垂井の建設があったことから、他の年度と比べて投資的経費が増加しています。児童・高齢者・障害者などに対する社会保障として支出されている扶助費について、直近10年度(2015年度～2024年度)の平均は 16.0億円です。

【図表 3-2 普通会計の歳出の推移】



出典:総務省 2015～2023年度 市町村別決算状況調査、2024年度 垂井町公会計歳出データ

(3) 財政指標

財政力指数、経常収支比率はこの10年間で大きな変動は見られません。公債費の割合を示す実質公債費比率は、2015年度の5.8ポイントから2019年度の2.2ポイントまで減少傾向にありました。庁舎の建設をはじめとする大型事業などの影響により、2022年度は3.8ポイント、2023年度は4.8ポイントと増加傾向にあります。将来負担比率は2019年度と2023年度に大きく増加しており、将来的に財政が圧迫される可能性を示唆しています。

【図表 3-3 財政指標の推移】

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
財政力指数	0.71	0.71	0.71	0.72	0.73	0.73	0.7	0.69	0.67	0.67
経常収支比率	77.8	80.8	79.7	80.2	81.4	80.8	79.2	82.8	84.3	81.3
実質公債費比率	5.8	3.9	2.8	2.3	2.2	2.4	2.8	3.8	4.8	4.9
将来負担比率	13.9	13.8	24.7	58.2	71.2	64.9	59.7	54.9	69.6	57.1

■財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど自主財源の割合が高く、自由度が高く財政力が強い団体となります。(指数が1を超える団体は、普通交付税が交付されません。)

■経常収支比率

町税や地方交付税など、毎年経常的に収入される一般財源が、人件費や扶助費、公債費など経常的支出にどの程度充当されているかを示す比率です。この比率が高いほど財政構造が硬直化していることとなります。

■実質公債費比率

地方公共団体の財政規模に対する公債費の割合です。この数値が大きいほど、財政運営が厳しく、借金の返済に追われているということとなります。この比率が一定基準(25%)を超えると、町債の発行が制限されます。

■将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。現時点で想定される将来の負担が、自治体の使い道の定められていない財政の規模を表す標準財政規模(1年分)に対し何倍あるのかを指標化したものです。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高いということとなります。

4. 将来の投資必要額、投資限度額

(1) 今後の投資必要額の算出

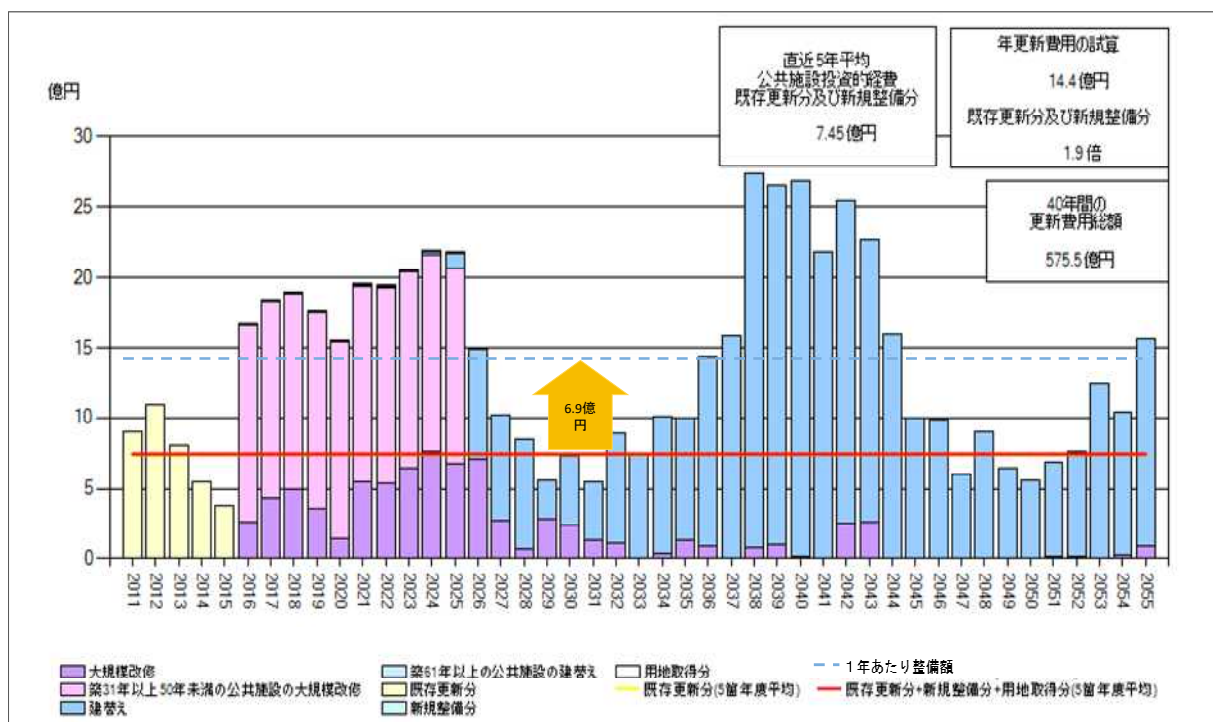
公共施設等の維持管理および更新に要する費用は、全国の自治体共通の課題となっています。これに対応するため、総務省は地方公共団体向けに「公共施設等更新費用試算ソフト」を公表し、公共施設等総合管理計画の策定時に、建替えや大規模改修にかかる費用の概算を算出できる仕組みを提供していました。

本町においても当該ソフトを活用し、2016年度から2055年度までの40年間に現状の公共建築物をすべて保有・維持し続けた場合の更新費用を試算した結果、総額は約575.5億円、年平均では約14.4億円と見込まれました。なお、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込額として計画期間内における基準となるものであるため、2017年3月策定時の内容を記載しています。(以降においても同様とします)

一方、2011年度から2015年度までの過去5年間における公共建築物への投資的経費の実績は、年平均で約7.45億円にとどまっており、将来的にはこの約2倍の財政負担が必要となる可能性があることが示唆されていました。

個別施設計画策定時は、国土交通省監修の「建築物のライフサイクルコスト」に基づく単価を採用し、より精緻な更新費用を算出しました。

【図表 4-1 公共建築物更新費用試算】



(試算条件)

- ・公共建築物の耐用年数は60年と設定し、建築後60年を経過した時点で建替えを行うものとします。大規模改修については、建築後30年の時点で実施する前提とします。
- ・設計および施工には複数年度にわたる費用が発生するため、建替えについては3年間、大規模改修については2年間に分割して費用を計上するものとします。
- ・試算時点で、既に建替えまたは大規模改修の時期を迎えている施設については、特定の年度に費用が集中しないよう配慮し、今後10年間に分散して実施するものとします。また、建築後51年以上を経過している施設については、建替え時期が近いため、大規模改修は行わないものとします。
- ・更新費用の算出にあたっては、下表に示す用途分類(大分類)ごとに設定した更新単価に床面積を乗じて算出しています。

【図表 4-2 公共建築物更新費用試算単価】

施設分類	大規模改修	建替え
行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
健康・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	20万円/㎡	36万円/㎡
社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
町民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
公園	17万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	20万円/㎡	36万円/㎡
その他	20万円/㎡	36万円/㎡

※総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」設定単価による。

(2) 公共建築物の今後の方向性

公共建築物は広く町民に利用されており、老朽化による損傷が原因で事故が発生するなどして利用不能となった場合には、町民生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。

本町が保有する公共建築物の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進行している状況です。耐震診断の結果、耐震性に問題があることが確認されている施設は耐震改修工事を実施するなど、今後も定期的な点検を行い健全に活用されていくように保全していくものとします。公共建築物を安全に利用できる状態を維持するためには、適切改修、修繕、建替えといった対応が不可欠です。

また、公共建築物は、町民に行政サービスを提供する場であり、町民が生活の中で利用する施設であるため、公共建築物保有量を削減することによって、行政サービスと町民生活の質が低下することがないよう、十分に配慮した対策が必要です。

(3) インフラ資産の今後の方向性

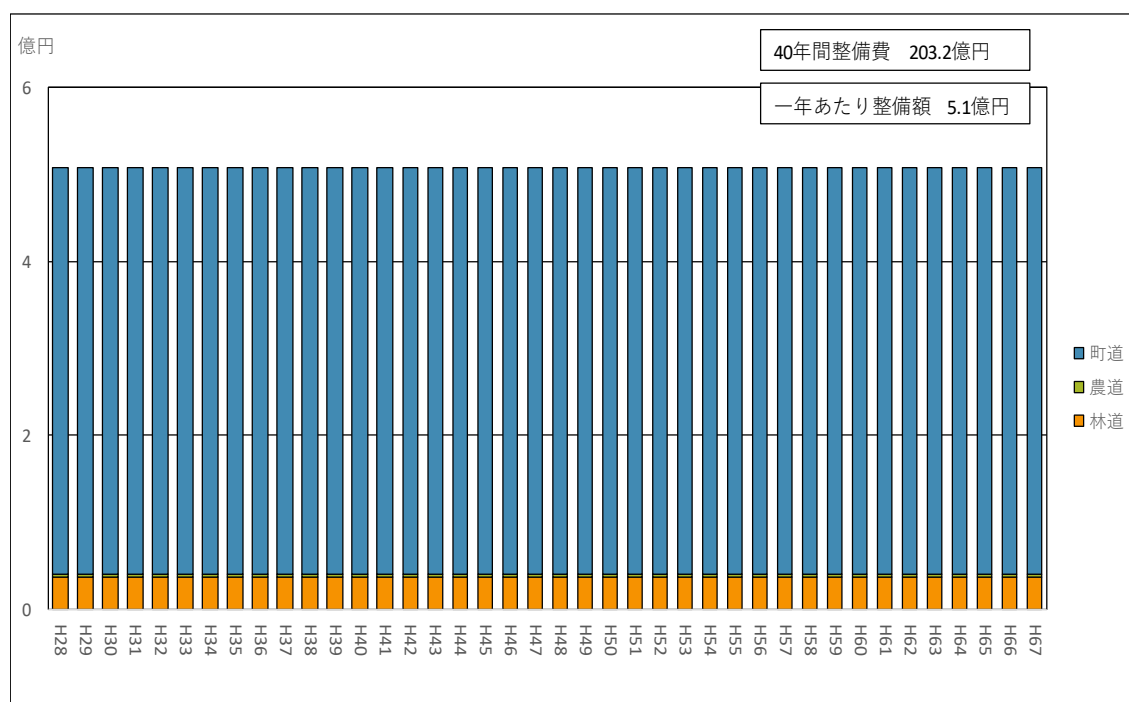
(ア) 道路

次の条件で、道路の更新費用を試算します。

- 道路の更新は、舗装の打替えを行い、舗装の耐用年数は 15 年と設定します。
- 15 年間で全舗装の打替えを行うものとし、1 年あたり全道路面積の 15 分の 1 ずつ実施します。
- 更新単価は一律 4,700 円/m²と設定し、道路面積を乗じて更新費用を算出します。

以上の条件で試算すると、今後 40 年間で 203.2 億円、1 年あたり 5.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。

【図表 4-3 道路更新費用試算】



※総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」設定単価による。

(イ) 橋梁

次の条件で、橋梁の更新費用を試算します。

- 橋梁の耐用年数は 60 年とし、建設後 60 年を経た年度に更新します。

- 現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新し、それ以外の構造の場合は、元がPC橋でないものを含め、PC橋として更新します。
- 建設年度が不明な橋梁は、昭和 26 年度(1951 年度)から平成 27 年度(2015 年度)の 65 年間で均等に建設されたものと仮定し、1 年あたり建設年度不明分の橋梁面積を 65 分の 1 ずつ更新することとして試算します。
- 更新単価は構造別に設定し、橋梁面積を乗じて更新費用を算出します。

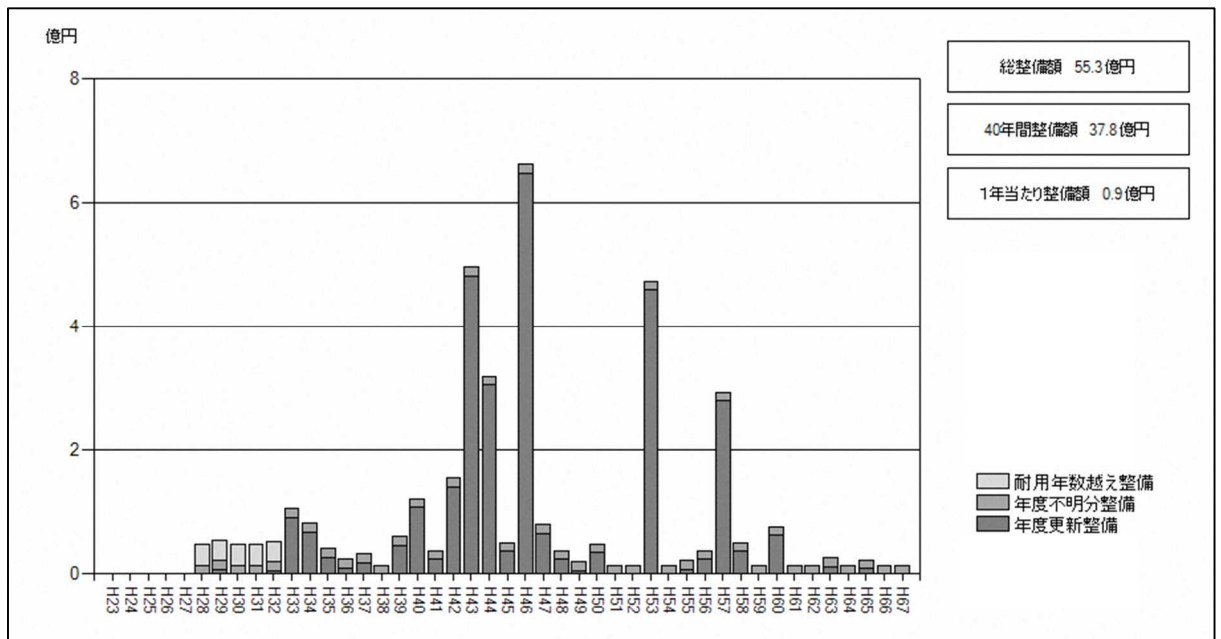
【図表 4-4 橋梁更新単価】

構造	更新単価
PC橋	425 千円/m ²
RC橋	425 千円/m ²
鋼橋	500 千円/m ²
その他	425 千円/m ²

※総務省公共施設等更新費用
試算ソフト設定単価による。

以上の条件で試算すると、今後 40 年間で 37.8 億円、1 年あたり 0.9 億円の更新費用が必要になると予測されます。

【図表 4-5 橋梁更新費用試算】



※総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」設定単価による。

(ウ)上水道

次の条件で、上水道・簡易水道の更新費用を試算します。

- 上水道及び簡易水道の耐用年数は、本町の長寿命化計画の方針に基づき、地方公営企業法施行規則で定められた配水管の法定耐用年数である 40 年に対し 1.5 倍を掛け合わせた 60 年を採用し、布設後 60 年を経た年度時点で更新します。
- 建築施設は、耐用年数を 60 年に設定し、建築後 60 年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後 30 年で実施します。
- 試算時点で既に耐用年数を迎えている上水道及び簡易水道は、試算年度に費用が集中しないように、今後 5 年間で分散して行うものとします。
- 更新単価は管径別に設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。

【図表 4-6 上水道更新単価】

管種	管径	費用単価
導水管	300 mm未満	100 千円/m
	300 ~ 500 mm未満	114 千円/m
送水管	300 mm未満	100 千円/m
	300 ~ 500 mm未満	114 千円/m
配水管	50 mm以下	97 千円/m
	75 mm以下	97 千円/m
	100 mm以下	97 千円/m
	125 mm以下	97 千円/m
	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m

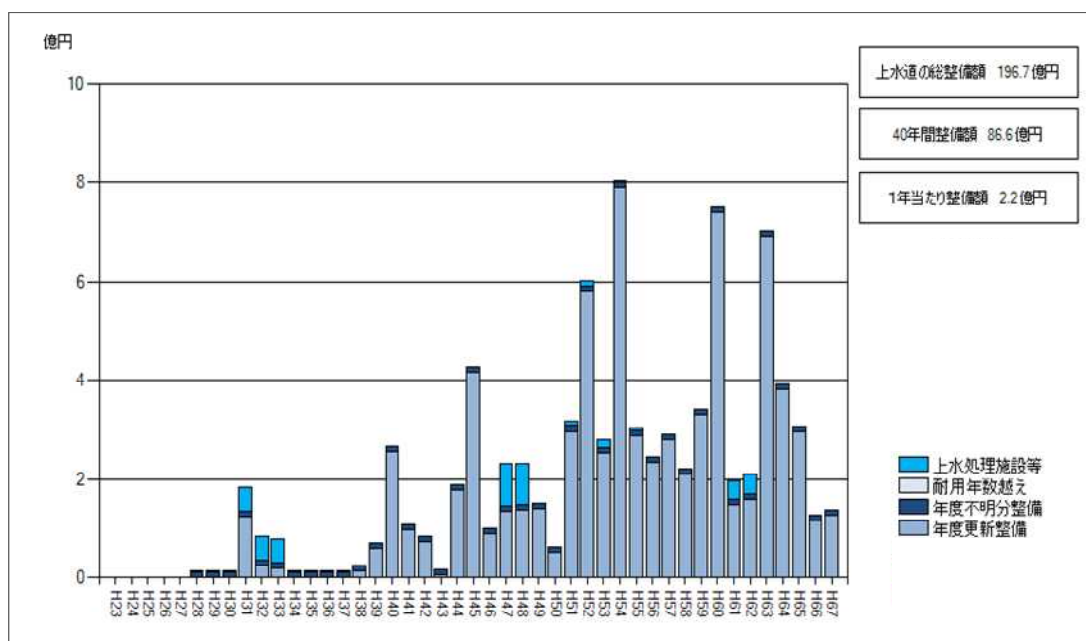
管種	管径	費用単価
配水管	250 mm以下	103 千円/m
	300 mm以下	106 千円/m
	350 mm以下	111 千円/m
	400 mm以下	116 千円/m
	450 mm以下	121 千円/m
	500 mm以下	128 千円/m

施設	大規模改修	建替え
プラント	20 万円/㎡	36 万円/㎡

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

以上の条件で試算すると、上水道(簡易水道を除く)は今後 40 年間で 86.6 億円、1 年あたり 2.2 億円の更新費用が必要になると予測されます。

【図表 4-7 上水道更新費用試算】



※管径不明のものは、最も小さい管径の単価で試算しています。

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

旧簡易水道は、今後 40 年間で 45.8 億円、1 年あたり 1.1 億円の更新費用が必要になると予測されます。

上水道(簡易水道を含む)は今後 40 年間で 132.4 億円、1 年あたり 3.3 億円の更新費用が必要になると予測されます。

(工) 下水道

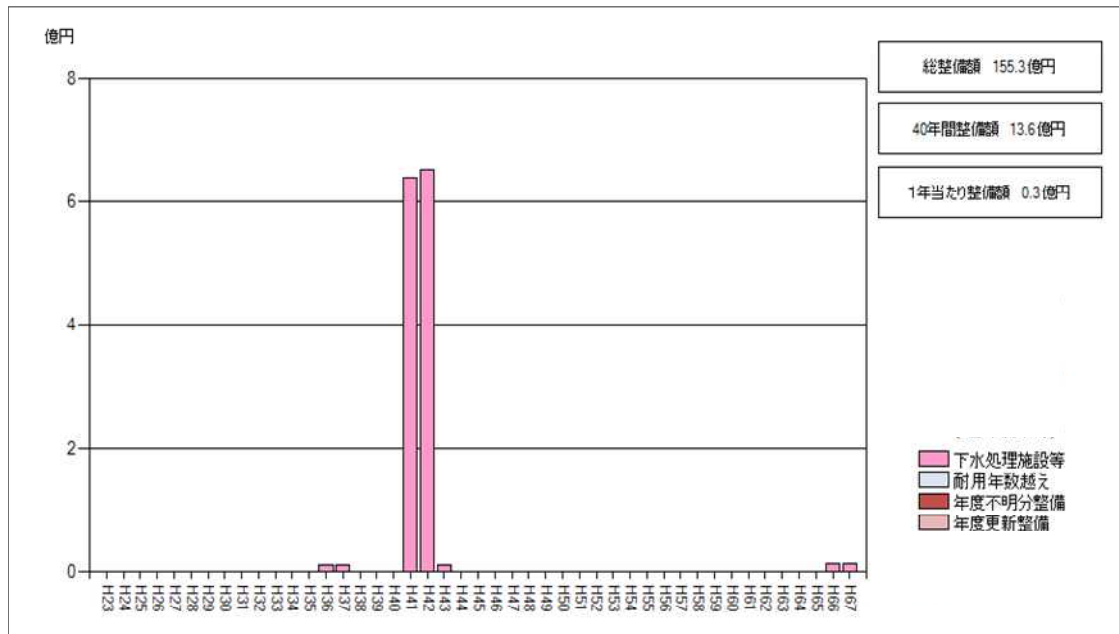
次の条件で、下水道の更新費用を試算します。

- 下水道の耐用年数は、本町の長寿命化計画の方針に基づき、国土交通省通知「下水道施設の改築について」で定められた標準耐用年数である 50 年に対し、1.5 倍を掛け合わせた 75 年を採用し、布設後 75 年を経た年度時点で更新します。
- 建築施設は、耐用年数を 60 年に設定し、建築後 60 年を経過すると建替えるものとします。また、大規模改修は、建築後 30 年で実施します。
- 布設年度が不明な管路は、昭和 26 年度(1951 年度)から平成 27 年度(2015 年度)の 65 年間で均等に布設されたものと仮定し、布設年度不明分の管路延長を 65 分の 1 ずつ毎年更新することとして試算します。

- 更新単価は、管においては一律 124 千円/m、プラントにおいては大規模改修時に 20 万円/m²、建替え時に 36 万円/m²と設定し、管路延長を乗じて更新費用を算出します。更新単価は公共施設等更新費用試算ソフトの初期設定単価を採用しています。

以上の条件で試算すると、今後 40 年間で 13.6 億円、1 年あたり 0.3 億円の更新費用が必要になると予測されます。比較的施工年度の新しい下水道は、令和 37 年度以降に更新費用がかかってきます。

【図表 4-8 下水道更新費用試算】



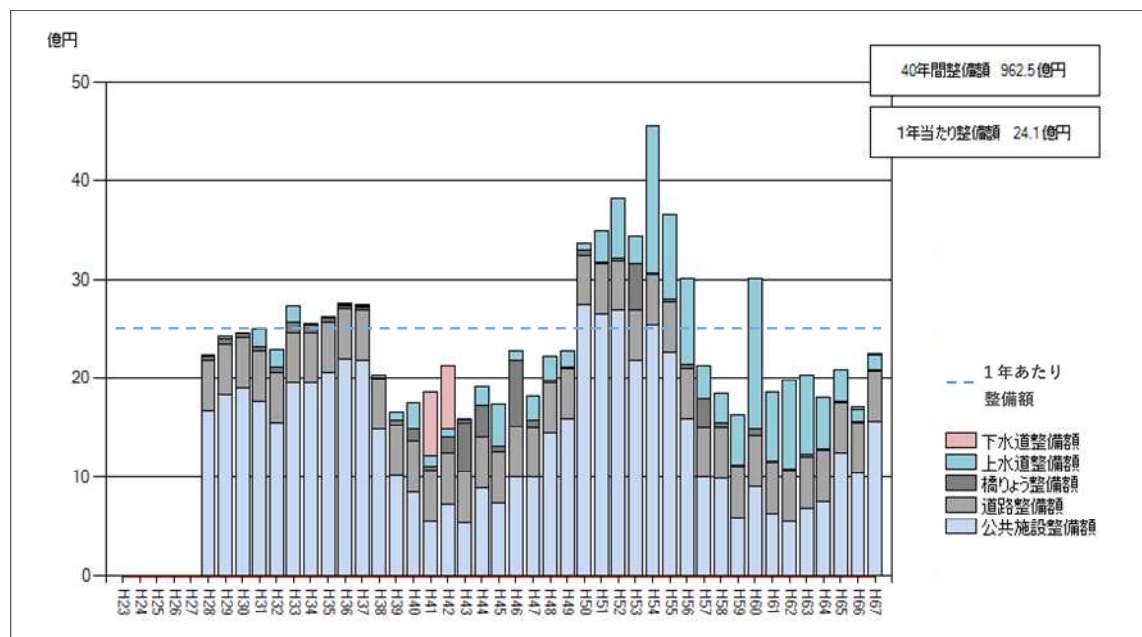
※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

(4) 公共施設等全体

公共建築物、道路、橋梁、上水道・簡易水道及び下水道を合わせた公共施設等全体の更新費用の試算結果を下図に示します。

現在保有する公共施設等を削減せず、すべて保有し続ける場合、2016年度から2055年度までの40年間で962.5億円、1年あたり24.1億円の更新費用が必要になると予測されます。

【図表 4-9 公共施設等全体更新費用試算】



※上水道整備額の値は上水道と簡易水道の整備額の合計になります。

※総務省公共施設等更新費用試算ソフト設定単価による。

今回行った更新費用の試算は、一律的な整備方針のもとに、実際の劣化状況に関わらず、設定された耐用年数を迎えた公共施設等はすべて更新するものとして計算しています。公共施設等の更新を中長期的に把握するために行った簡便な推計手法にもとづく試算結果であり、公共施設等の整備方針によって必要な更新費用は大きく変化します。

その一方で、近い将来に人口が減少し、それに伴い税収も減少すると考えられます。歳入が減り、歳出の中で社会保障費などの義務的経費が増えると、公共施設等の整備に充てられる投資的経費は減少します。現在の投資的経費の水準でも、本町が保有するすべての公共施設等を更新するには費用が不足していますが、更に投資的経費が減少すれば、公共施設等の老朽化対策がますます困難になります。

将来の財政状況を見据え、適正な公共施設等保有量を検討するとともに、確保可能な財源の中で公共施設等を維持するために、公共施設等の管理運営方針の検討を行う必要があります。

5. 課題の整理

これまでに見てきた本町の公共施設等、人口及び財政の現状と将来推計から、今後、本町が公共施設等を管理していく上での課題を次のように整理しました。

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

本町の人口は、平成12年(2000年)にピークを迎え、今後も減少していくことが予測されます。人口減少が進行すると、公共施設等の利用者が減少するのみならず、維持管理費用の1人あたりの負担額が増加します。

将来予測される人口規模に見合った、公共施設等の保有量の適正化を行う必要があります。また、年齢構成が変化していくことに伴って、公共施設等に対する町民の需要も変化しています。人口構成と社会情勢に即した行政サービスの提供が必要です。

(2) 整備費用の確保

公共施設等の更新費用の試算によると、従来と同程度の整備費用ではすべての公共施設等の修繕及び更新の費用が賄えないという結果になりました。

この課題に対応し、持続可能な行財政運営を行うため、中長期を見据えた効率的な整備計画を策定し、計画的な財源確保を行う必要があります。

(3) 公共施設等の老朽化対策

本町が保有する公共建築物の多くは建設後数十年を経過しており、老朽化が進行している状況です。耐震診断の結果、耐震性に問題があることが確認されている施設は耐震改修工事を実施するなど、今後も定期的な点検を行い健全に活用されていくように保全していくものとします。公共建築物を安全に利用できる状態を維持するためには、適切改修、修繕、建替えといった対応が不可欠です。

(4) 行政サービスの維持

公共建築物は、町民に行政サービスを提供する場であり、町民が生活の中で利用する施設です。公共建築物保有量を削減することによって行政サービスと町民生活の質が著しく低下することがないように、対策が必要となります。

第3章 公共施設等の総合的

かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の管理に関する基本方針

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると想定されます。

その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれます。

以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、本計画では公共施設等の管理に関する4つの基本方針を定めます。

(1) 公共施設等保有量の適正化

人口増加と経済発展に伴い整備されてきた公共施設等ですが、今後の人口減少時代にそのすべてを保有し続けることは財政上困難です。将来の財政状況を見据え、公共施設等の保有量を適正な規模に削減することが不可欠です。

公共建築物については、老朽化対策の検討に当たって、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民ニーズの変化に応じて、質的向上や機能転換、用途変更、複合化・集約化、運営形態の見直しを図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進します。

インフラは面又はネットワークとして整備されているものが多く、また、町民の生活基盤となっているため、短期的に削減することが困難です。既存インフラの維持を基本とし、新規に整備又は拡大するものについては必要性の高いものだけに限定して、保有量の増大に歯止めをかけます。

(2) 長寿命化と安全確保

公共施設等は町民の生活の中で広く利用され、老朽化による事故が発生した場合の生活や社会経済活動に与える影響度は大きいものであるため、長い期間、安全に利用できることが求められます。

長寿命化により公共施設等を長期間利用できるようになることで、1年あたりのコストは低下し、財政面でもメリットがあります。

(3) 維持管理・運営の効率化

公共施設等の中には、行政が役割を果たすために必要な施設や、町民に提供しなければいけない施設があります。このような必須施設を維持していく上で、行政サー

ビスの質を低下させずにコストを削減するためには、管理の効率化を図る必要があります。

施設の複合化、民間手法・資金の活用、受益者負担の適正化、広告事業・施設命名権の導入など、公共施設等の性質に応じて様々な手法を検討し、効率的な管理を行います。

(4) 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編

役場庁舎の老朽化等に伴い、新たに庁舎を整備し、令和元年 9 月に役場機能の移転を行いました。

本町の中核的な公共施設である庁舎の移転や庁舎機能の変化に伴って、他の公共施設の位置付けや必要性などに変化が及ぶことが考えられます。

また、庁舎の移転をモデルケースとして、公共施設に対する新しいあり方を他の公共施設に適用できる可能性もあります。

このように、庁舎の移転や周辺用地の取得を契機として、公共施設等の再編を進めます。

2. ファシリティマネジメントによる公共施設戦略

公共施設ファシリティマネジメントとは、「企業、団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されています。((公社)日本ファシリティマネジメント協会)

(1) 公共施設ファシリティマネジメント

(ア) 経営資源としての公共施設の活用

本計画においては公共施設を経営資源として、経済性・品質・効率性の 3 つの視点から活用します。

- ① 経済的なコスト
- ② 良好な品質(環境)
- ③ 最小限の必要量を長期にわたり提供する



しかし、現在の公共施設ファシリティマネジメントは、財務・供給の目標設定に偏っており、今後、耐震性能、老朽度、バリアフリー性能以外の立地、品格、防災性、環境性等の土地や建築が備える品質性能に目を向け、自治体本来の目的達成のためのサービスレベルを探る必要があります。

(イ) 公共施設ファシリティマネジメントの本質

公共施設ファシリティマネジメントでは、従来の縦割り体制から、横断的な専門部署による全体最適のためのマネジメント体制に転換する必要があります。

また、その自治体にしか存在し得ない「場所に根ざした施設」をいかに使うかといった、自治体経営の目標を具現化する本質的な取組です。

公共施設ファシリティマネジメントにおける問題の本質と国の動き

■公共施設ファシリティマネジメントにおける問題の本質

- 現在の公共施設は、高度経済成長期に形成された法律・制度による空間計画に基づくもの
 - ・戦後変化した社会や家族制度に対応し、近代化の中で核家族や個人が自立して生活できることが国の方針とされ、このための社会制度を公共施設として空間化したもの
 - ・これにより豊かさを享受できたが、そのために政治・行政・業界・市民の思考が固定化した
- 市街地の無秩序な拡大、空き地・空き家の増加、コミュニティの崩壊、小学校の統廃合、公共施設の余剰も、本質的には同じ問題

■公共施設マネジメントに関わる国の動き

- インフラ長寿命化基本計画 省庁連絡会議 (2013.11)
- 公共施設等総合管理計画策定指針 総務省 (2014.04)
- 国土強靱化基本計画 省庁連絡会議 (2014.06)
- 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度 国土交通省 (2014.08)
- まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」 内閣官房 (2014.12)

これらは一体



人口減少・低成長時代となった今、20世紀型の経済制御システムを
変革するために、自治体は縦割りの枠を超えて、どう対応するか。

(2) 本町における公共施設の特徴

本町の公共施設は、以下の特徴がみられることから、これらを踏まえ、本計画における公共施設管理の基本方針を定める必要があります。

- 一人当たり公共施設保有量は、人口規模からみると大きいですが、可住地人口密度からみると岐阜県内ではそれほど大きくない。

-
- 公営住宅、こども園、集会施設等の保有量が多いが、文化施設や体育施設等についてはむしろ少ない。
 - これらの保有量が多い施設は各小学校区単位で均等に配置。
 - 高度経済成長期に多くの施設が建設されており、近年はあまり公共施設の建設は行われていないため、相対的に築後年数が経過した建物が多い。

3. 公共施設等保有量の適正化

今後、地域間・都市間の競争や、人口減少、少子高齢化、気候変動等が見込まれる中、公共施設等に求められる役割や機能も変化していくものと考えられます。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢や町民ニーズ等の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化、運営形態の見直し等を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を検討するなど、戦略的な取組を推進します。

(1) 新規建設の制限

新しく公共施設等を建設する際は、事前にその必要性について十分な検討を行います。現在の需要だけでなく将来の需要を見据えた上で、必要であるか、建設費用だけでなく毎年の維持費も考慮して費用対効果が高いのか、未利用施設の再利用や既存施設の複合化などで対応できないか、のように色々な角度から検討し、その上で必要性が認められた場合のみ建設することとします。

また、建替えの際は、既存建築物の規模と同程度かそれ以下にすることを基本とし、さらに、他施設との複合化で総延床面積を削減できないか検討します。

(2) 統廃合と転用の推進

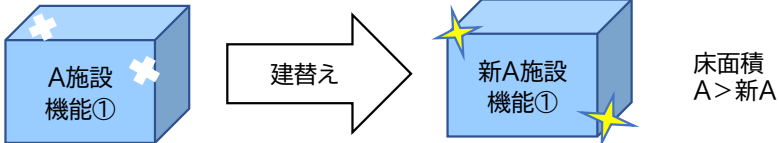

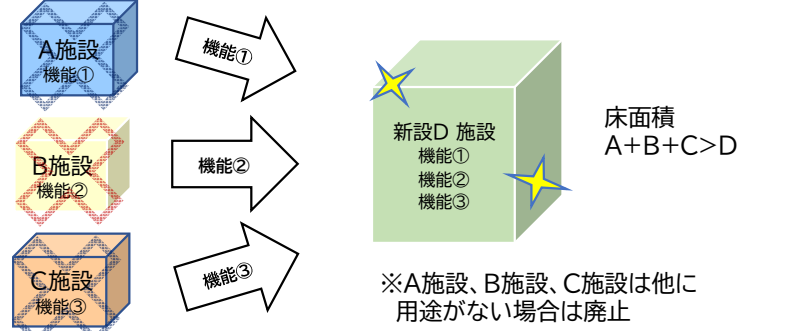
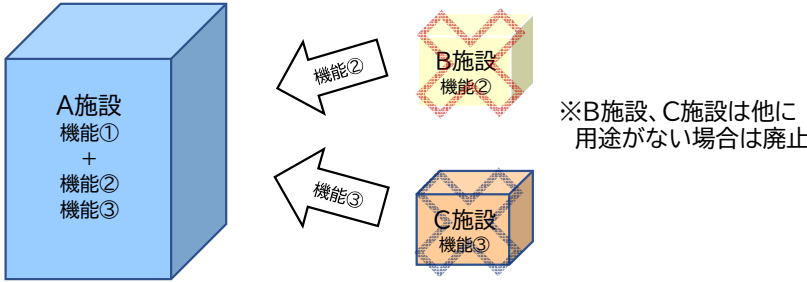
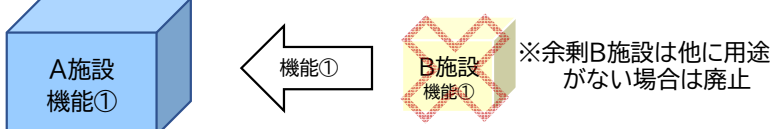
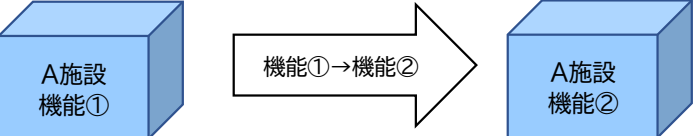

人口と財政に見合う適正な保有量に向けて公共施設の統廃合を検討しますが、統廃合により行政サービスの質の低下を招かないよう配慮が必要です。

従来の公共施設の多くは、単一機能のみを有していました。しかし、公共施設を「建築物(ハコモノ)」としてではなく「行政サービスを提供する機能」として捉えると、1施設1機能である必要はなく、むしろ多機能化した複合施設の方が相乗効果により利用者数増大、共同利用スペースによる延床面積の削減、行政サービスの連携強化等のメリットが生じます。

同種の施設が複数ある場合、それらを集約し、1つの施設に人員と費用を集中して拠点施設とすることで、施設機能とサービスを向上できます。

また、統廃合により廃止された公共施設を転用して別の用途で活用することで、整備費用を抑えて必要な施設を確保することができます。

【図表 5-1 複合化・集約化・転用のイメージ】

取り組み方法	取り組みのイメージ
<p>① 更新</p> <p>老朽化が進んだ施設を建替えること。 原則として床面積は縮小する。</p>	
<p>② 長寿命化</p> <p>耐用年数を超えて使用できるよう大規模改修をすること。</p>	
<p>③ 複合化・多機能化</p> <p>一つの施設に異なる複数の機能を保有させることにより、運用や維持管理の効率化を図ること。 複数の機能を保有した施設を新設する方法と既存の施設に機能を移管する方法がある。 施設を新設する場合は、複合化する施設の床面積の合計より縮小することを原則とする。</p>	 <p>※A施設、B施設、C施設は他に用途がない場合は廃止</p>  <p>※B施設、C施設は他に用途がない場合は廃止</p>
<p>④ 統廃合</p> <p>余剰施設を同じ機能の施設に統合することにより保有量を最適化すること。</p>	 <p>※余剰B施設は他に用途がない場合は廃止</p>
<p>⑤ 用途変更</p> <p>機能を廃止し新たな機能を保有させること。</p>	
<p>⑥ 譲渡</p> <p>地域や民間に現状有姿で譲渡すること。</p>	

4. 長寿命化と安全確保

公共施設およびインフラ資産は、町民の生活を支える基盤であり、代替が困難な重要な機能を有するものについては、本町が引き続き責任をもって維持・保全していく必要があります。

「第2章 4. 将来の投資必要額、投資限度額」に示すとおり、すべての公共施設等を現状どおり維持した場合、2016年度から2055年度までの40年間で約576億円の更新・修繕費用が必要と試算されています。この金額は、施設類型ごとに設定された更新単価および耐用年数をもとに算出したものです。

ただし、以下の理由により、施設ごとに実態に応じた管理水準の設定が求められます。

- ・劣化の進行速度は施設によって異なること
- ・一律の水準で管理すると、財源不足に陥る恐れがあること¹

そこで本町では、「リスクベースメンテナンス(RBM)」の考え方を導入し、施設類型ごとにリスクに応じた管理水準を段階的に分類・設定することとします。

1. 保全手法の整理と分類

公共施設等の保全手法は、実施時期と判断基準により、次のように整理されます。

○事後保全(修繕を損傷後に実施)

- ・修繕費用を抑制できるが、事故リスクが高い
- ・損壊が町民の生命・財産に影響を及ぼす可能性がある

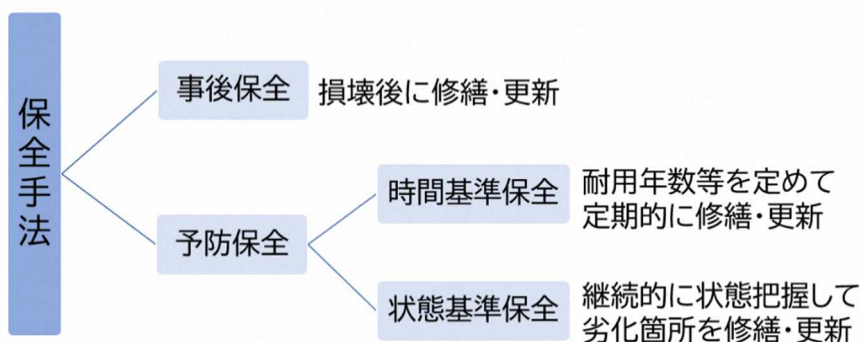
○予防保全(損傷前に計画的に実施)

時間基準保全(TBM)

- ・材質や構造等に基づき、耐用年数と修繕間隔をあらかじめ設定
- ・修繕・更新の時期を予測しやすく、計画的運用に適している
- ・想定以上の劣化には対応しきれない可能性がある

状態基準保全(CBM)

- ・継続的な点検により劣化状況を把握し、必要な箇所に適時対応
- ・精度の高い維持管理が可能だが、人員と費用の確保が課題
- ・全施設への適用は困難で、選定的な導入が現実的



2. 管理水準と保全手法の適用

リスクベースメンテナンスの導入にあたっては、次の方針に基づき、管理水準ごとに適切な保全手法を選択します。各管理レベルに応じて、時間基準保全または状態基準保全を適用し、手法ごとに以下の項目を設定します。

時間基準保全：想定耐用年数、修繕・更新間隔

状態基準保全：点検頻度、対象範囲、必要資源

このように、リスクに応じた合理的な保全の仕組みを導入することで、限られた財源の中で公共施設の安全性の確保と長寿命化を実施し、持続可能な施設運営を実現します。

(1) 点検・診断等の実施

(ア) メンテナンスサイクルの構築

本町では、公共施設等の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、「状態基準保全(CBM:Condition-Based Maintenance)」の考え方を導入し、施設の状態に応じた柔軟な対応が可能となる体制の構築を進めています。状態基準保全の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・公共施設等の状態を定期的に点検し、その結果に基づいて修繕または更新の要否と内容を診断する。
- ・点検・診断を継続的かつ体系的に実施し、あわせて修繕履歴等の情報を記録・蓄積する。

これにより、施設の経年劣化の傾向を正確に把握し、将来の保全計画の高度化や費用対効果の向上が可能となります。

このような仕組みにより、以下のような「メンテナンスサイクル」が形成されます。

点検 → 診断 → 措置(修繕・更新) → 記録 → 次回点検・計画へ反映

このサイクルを継続的に運用することで、以下の効果が期待されます。

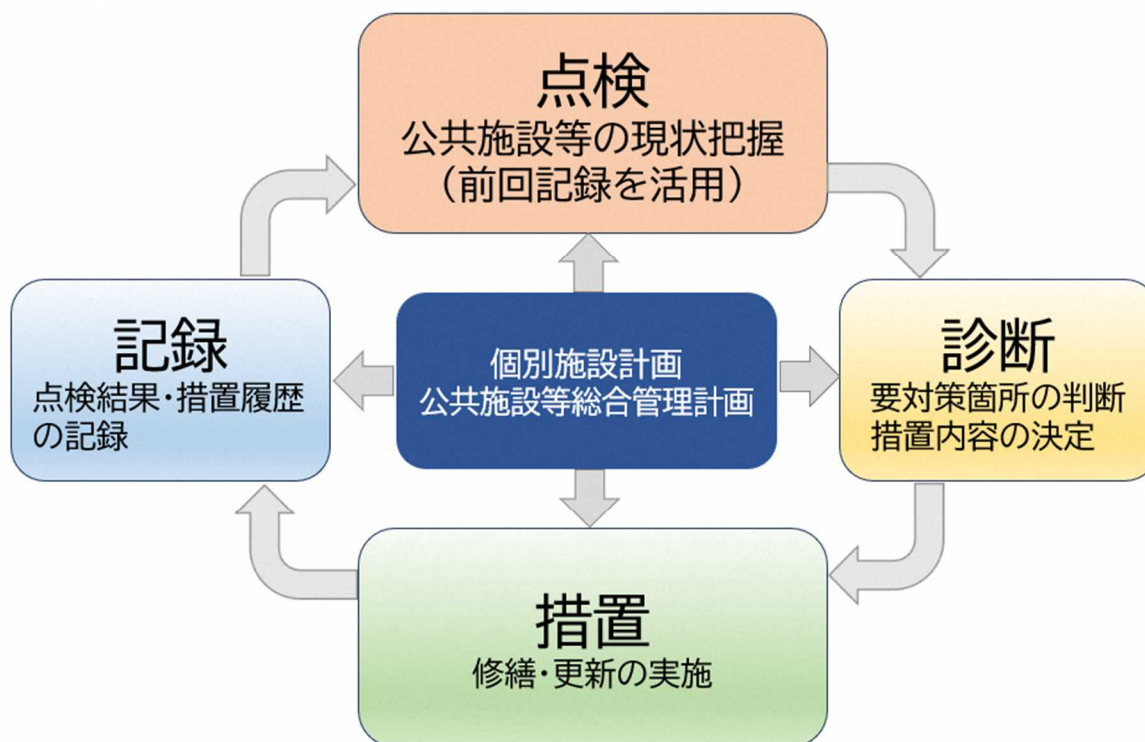
- ・劣化の早期発見と迅速な対応
- ・事故や重大な故障の未然防止
- ・安全性の確保と施設の長寿命化

また、このサイクルによって蓄積されたデータは、次のように活用されます。

- ・公共施設の現況把握および課題の抽出
- ・「公共施設等総合管理計画」および「個別施設計画」の定期的かつ的確な見直しに資する重要な基礎資料

このように、状態基準保全とメンテナンスサイクルの導入は、限られた財源の中で、より合理的で持続可能な施設管理を実現するための中核的な取組です。

【図表 5-2 メンテナンスサイクル】



(イ)点検・診断マニュアルの整備

・本町における公共施設等の適切な維持管理を実現するため、施設の種別ごとに点検および診断を以下の記録で実施しています。

「公共施設カルテ」

「施設改修履歴」

「施設点検シート」

・これらにあたっては、国および県が示しているインフラ施設に関する点検・診断の要領、基準、マニュアル等を参考としつつ、施設の規模・用途・構造的特性などを踏まえたうえで、本町の管理体制および実態に即した内容とします。

・点検および診断のマニュアルは、作業の標準化や品質の確保、判断の客観性向上に資するものであり、以後の修繕・更新計画の的確な策定にも活用するものとします。

(ウ)日常的な点検の実施

・定期的な点検を実施している公共施設等であっても、その点検間隔の間において、突発的な劣化や損壊が発生する可能性があります。

・このため、管理者等が常駐している施設においては、通常の業務の中で日常的に施設の状況を確認し、外観上の劣化、構造や仕上げ部分の損傷、設備機器の不具合等を把握するよう努めるものとします。

・異常が認められた場合には、必要に応じて速やかに軽微な修繕を実施し、損傷の拡大や利用者の安全性の低下を防止します。

(工) 住民協力による異常報告体制

本町が保有する公共施設等は、インフラ資産も含めると膨大な量であり、定期点検と管理者による日常的な点検では補いきれない部分があります。

そこで、町民に公共施設等の劣化や損壊などを発見した場合には町役場へ報告していただくよう協力をお願いし、劣化・損壊の早期発見を目指します。

(2) 維持管理・修繕・更新の実施とコスト最適化

(ア) ライフサイクルコストの削減

公共施設等の整備にあたっては、建設時の費用のみならず、長期的な視点に立った費用管理が求められます。本町では、ライフサイクルコスト(LCC:Life Cycle Cost)の考え方にに基づき、以下のような費用の総合的把握と最適化を図ることとします。

1. ライフサイクルコストに含まれる主な費用

- ・建設時の初期費用(イニシャルコスト)
- ・維持管理費・修繕費などの継続的な費用(ランニングコスト)
- ・解体・撤去時の費用(ディスポーザルコスト)

2. 長寿命化による財政負担の軽減効果

- ・建設・更新の頻度を抑えることで、大規模支出の間隔が延び、財政の平準化が図られる。
- ・施設の延命により、計画的かつ段階的な修繕・更新が可能となる。

3. 設計・建設段階における留意点

- ・数十年に及ぶ運用期間では、ランニングコストが初期費用に匹敵または上回る場合もある。
- ・よって、設計段階から以下のような工夫が必要となる。
 - 維持管理が容易な構造や材質の採用
 - 修繕頻度を抑制できる耐久性の高い仕様の選定
 - 効率的な施工方法や省力化技術の導入

4. 環境負荷の低減とエネルギー効率の向上

- ・以下の取り組みにより、光熱費の削減および環境負荷の軽減を推進する。
 - 断熱性能の強化、日射遮蔽の工夫
 - 省エネルギー機器(LED、高効率空調等)の導入
 - 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用
-

(イ) 事業量と費用の平準化

今後、町が保有する多くの公共施設等において、老朽化に伴う更新および修繕の需要が本格化することが見込まれています。

しかしながら、各所管部署が個別に事業計画を立案・実施した場合、更新や修繕が特定の年度に集中し、次のような問題が生じるおそれがあります。

- ・該当年度の予算が逼迫すること
- ・財政計画の見通しが不安定となること
- ・他の行政サービスへの影響が生じること

こうした事態を回避するため、本町では以下の方針のもと、施設整備の調整を進める必要があります。

- ・中長期的な視点に立った更新・修繕計画の策定
- ・全庁的な調整によるスケジュール管理と事業量の最適化
- ・年度間での支出の平準化と財政負担の分散

これらにより、公共施設の安全性と機能性を維持しつつ、安定的かつ持続可能な財政運営の実現を図るものとします。

(3) 長寿命化の実施

(ア) 長期利用を見据えた設計および建設

公共施設等の新設または更新にあたっては、耐震性および耐久性に優れた構造や材料を採用し、長期間にわたり安全かつ安定して利用できる施設とすることを基本とします。あわせて、将来的な維持管理のしやすさや改修の柔軟性にも配慮し、施設の設置から解体に至るまでのライフサイクル全体を見据えた計画的な設計・建設を行うものとします。

(イ) 予防保全による寿命の延長

予防保全の考え方にに基づき、軽微な損傷や劣化が確認された早期段階で修繕を実施することにより、施設の深刻な劣化や機能の喪失を未然に防止します。

この取り組みにより、以下の効果が期待されます。

- ・利用者の安全性の確保
- ・重大故障の回避
- ・結果として、施設の利用可能期間(寿命)の延伸

(ウ)長寿命化改修による耐久性の回復・向上

耐久性が低下した施設については、構造部材の補強や主要設備の更新など、長寿命化を目的とした改修を計画的に実施します。

これにより、以下の成果が見込まれます。

- ・建設当初に想定された耐用年数を超える継続使用の実現
- ・施設機能の維持と安全性の確保
- ・更新時期の後ろ倒しによる財政負担の平準化

(エ)長寿命化対象施設の選定と費用対効果の検証

公共施設等の耐用年数は、以下の4つの観点から総合的に勘案して判断するものとします。

- ・法令上の基準 : 税務・会計上で定められた法定耐用年数
- ・物理的耐用年数 : 構造や材料に基づく物理的な劣化による限界
- ・機能的耐用年数 : 利用目的に対する機能水準を維持できる期間
- ・経済耐用年数 : 維持・修繕費が更新・建替費用を上回る時期

これらを踏まえ、法定耐用年数だけに依存することなく、物理的・機能的・経済的観点から総合的に判断し、長寿命化の要否を検討します。とりわけ、建設から相当年数が経過した施設については、単に耐久性を回復させるだけでなく、以下のような機能向上も含めた改修が必要となる場合があります。

- ・バリアフリー化の推進
- ・省エネルギー対応(断熱性の向上、LED 導入など)
- ・ICT 環境への対応(通信・設備の高度化など)

なお、老朽化が進んだ施設においては、長寿命化改修を実施しても、維持管理費や修繕費が必ずしも削減されるとは限りません。そのため、次の2つのケースについて、長期的視点での費用比較(ライフサイクルコストの試算)を行うことが必要です。

- ・長寿命化改修を実施した場合
- ・更新(建替え)を実施した場合

その上で、費用対効果が見込まれる場合に限り、長寿命化改修を選択することを原則とします。

【図表 5-3 耐用年数の種類】

種類	説明
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる、財務省令により定められた耐用年数。
物理的耐用年数	材料・部品・設備の劣化によって公共施設等の性能が低下し、物理的に利用できなくなるまでの年数。
機能的耐用年数	経年劣化により性能が低下し、公共施設等に求められる機能水準を下回るまでの年数。要求水準の向上により、耐用年数が縮むこともある。
経済的耐用年数	公共施設等の維持・修繕に必要な費用が増加し、更新又は新設した方が全体費用を抑制できるようになるまでの年数。

(4)耐震化の実施

(ア)災害対策拠点等の優先的対応

公共施設等の中には、災害発生時において重要な役割を果たす施設があります。具体的には、以下のような施設が該当します。

- 庁舎や消防署などの災害対策拠点施設
- 学校、地区まちづくりセンターなどの避難所施設
- 救助活動や物資輸送に使用される緊急輸送道路

これらの施設は、非常時にも確実に機能を発揮できるよう、他の施設に優先して耐震補強などの必要な対策を講じるものとします。

(イ)非構造部材と付属設備の耐震化

建築物の耐震性能を評価する際には、一般的に基礎・柱・梁・壁などの構造主要部(躯体)の強度に基づき、地震の揺れや衝撃によって倒壊・崩壊する危険性の有無を判断します。しかし、建物の躯体が耐震性を備えていたとしても、以下のような非構造部材や付属設備によって人身被害が生じるおそれがあります。

- 天井材の落下、家具・棚類の転倒
- 照明器具や空調設備などの脱落
- 道路における標識や街路灯等の倒壊・落下

このため、本町では構造体のみならず、非構造部材や設備類を含めた総合的な耐震対策を講じ、地震発生時においても公共施設等の安全性が確保されるよう取り組みます。

(ウ)インフラ復旧計画の策定

災害発生時においても公共施設やインフラが十分に機能を発揮できるよう、耐震補強などの事前対策を講じることは極めて重要です。

しかしながら、大規模災害に対して完全な備えを行うことは困難であり、ライフラインが一時的に途絶する事態を想定した対応策の整備が不可欠となります。

このため、本町では以下の点について計画的に取り組みます。

- 被災後におけるライフライン(電気・水道・通信等)の早期復旧に向けた対応計画の策定
- 給水車や仮設トイレなど、復旧までの代替手段の確保と配備体制の整備
- これらの内容を踏まえたマニュアルの作成と実行体制の構築

これらの取組を通じて、災害発生時においても町民の生活が維持されるよう、実効性の高い復旧体制を整備していきます。

(5)安全確保の実施

(ア)予防保全による危険への早期対応

点検の結果、危険性が高いと判断された公共施設等については、事故の未然防止を図るため、早期に修繕などの必要な対策を講じるものとします。

また、利用者の多い施設については、事故発生時の影響が大きいため、優先的に対応を行い、迅速な安全確保に努めます。

(イ)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設等は、あらゆる町民が日常的に利用するものであり、誰にとっても使いやすく、安全な環境であることが求められます。

そのため、本町では、ユニバーサルデザインの理念に基づき、次のような多様な利用者に配慮した施設整備を推進します。

- 年齢、性別、体格、身体能力などに関わらず、誰もが安全・快適に利用できる空間の確保
- 段差の解消、視覚・聴覚への配慮、案内表示の改善など、具体的なバリアの除去

こうした取り組みにより、すべての町民が安心して利用できる公共空間の形成を目指すとともに、転倒や衝突などの事故防止にも寄与するものとします。

5.維持管理・運営の効率化など

(1)民間との連携

(ア)指定管理者制度、業務委託の推進

指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体に包括的に代行させる制度です。民間の経営手法を公共施設の管理と運営に活用することで、効率化と利便性の向上を図ります。

また、指定管理者制度のように包括的に施設管理を代行させることができない施設であっても、運営、維持管理、修繕などの一部の業務を民間に委託することができます。民間でできることを民間に任せ、行政と民間が連携して公共施設等の管理を行います。

同種の施設又は同種の業務は一括で委託することで、さらに効率化を図ります。

(イ)PFIによる公共施設等の整備と運営

民間の資金と手法を用いて行うPFI(Private Finance Initiative)事業により公共施設等の整備と運営を行うことで、民間事業者の経営能力を活用して低廉かつ良質な公共サービスの提供が可能になり、従来行政が行ってきた事業への民間参入を促すことで経済の活発化が期待できます。

平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)の制定以降、日本全国で多数の公共施設等がPFIにより整備されてきました。

(2)庁内の横断的協力

(ア)職員研修の実施

本計画は、本町が保有するすべての公共施設等についての方針を定めています。

町全体が統一的な方針のもとで公共施設等を管理するために、公共施設等を所管する各部署の担当職員を対象とした研修を実施し、方針の周知を図ります。

(イ)全庁横断的組織による協議と情報共有

公共施設等を所管する各部署の職員が参加する全庁横断的な組織を設置します。個別施設計画を策定する際に意見を交換するなど、他部署が取り組む効率的な施設運営の情報を共有するなど、部署間の協力と情報共有の場として活動します。

(ウ)他部署所管施設の積極的活用

町民への行政サービスの提供などで、他部署が所管する施設を使用することで効率的に実施できる場合は、これを積極的に活用します。

前項で述べた協議会において他部署所管の施設の情報を収集するとともに、協力体制を構築します。

(3)その他

(ア)脱炭素化に関する方針

垂井町公共施設等個別施設計画に基づき、公共施設等の改修・更新等を行う際には、施設の状況等を踏まえ、脱炭素化を進めます。

(イ)保有財産(活用処分)に関する方針

行政財産として各所管で管理している未利用地等は、速やかに普通財産に変更し、売却等を検討します。

(ウ)広域連携に関する方針

近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。

6. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編

庁舎は、町民の新たな交流・生活支援拠点や防災拠点としての機能を有します。このため、庁舎周辺用地の有効利用や文化会館敷地との一体的利活用を考慮した敷地利用計画等について、本計画の策定とあわせて検討・整理していく必要があります。

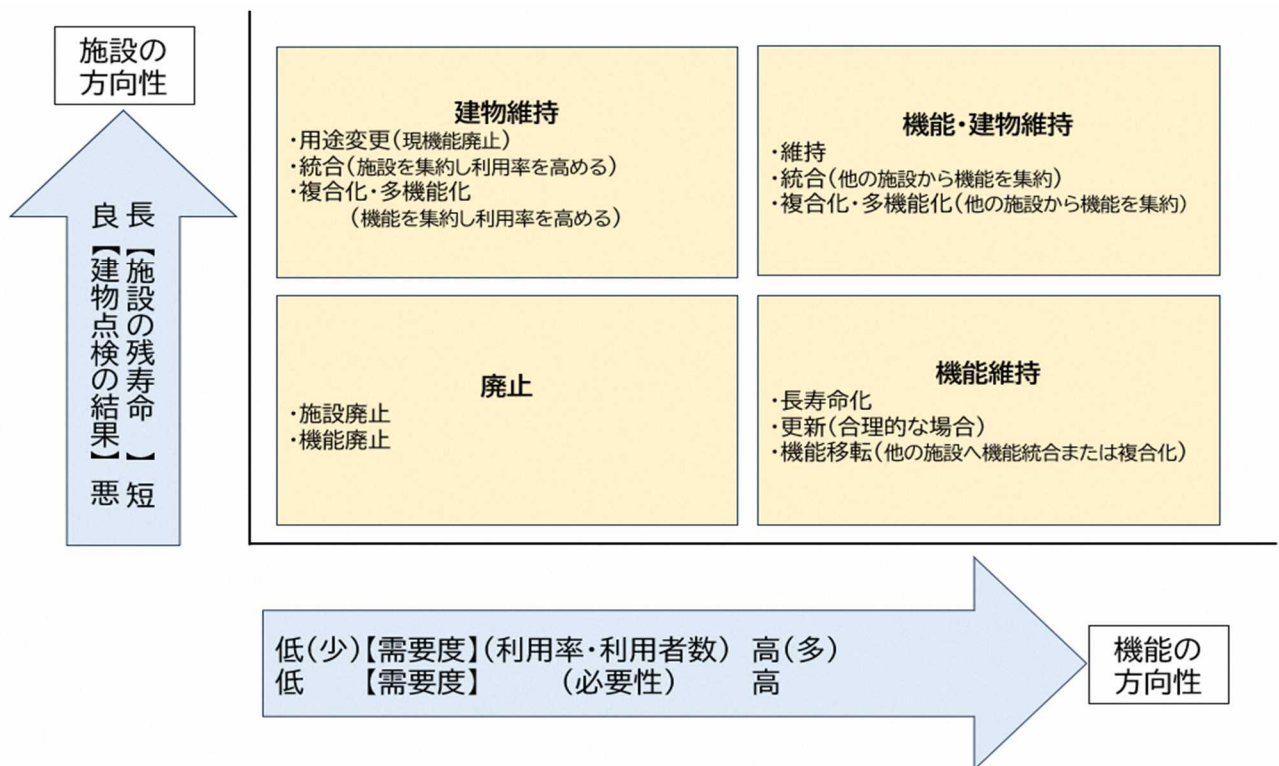
庁舎の移転は人や交通の流れを変え、しいては町民の生活意識にも影響を及ぼすものであったため、他の公共施設の用途、立地、規模等について、庁舎移転による影響を踏まえて、検討する必要があります。

7. 個別施設計画に基づく対策

(1) 個別施設更新方針と優先順位の考え方

(ア) 今後の施設更新方針

【図表 5-4 施設更新方針】



(イ) 優先順位の考え方(アクションプランにて決定された再配置区分)

①「公の施設」としての必要性

教育、治安、社会資本、給付業務などの行政が直接的に事業を継続していくべき分野と、保育、介護福祉、医療、住宅供給などの民間への役割移譲が可能な分野を仕分けます。

②施設の需要見込み(機能(サービス)・地域性、他)

施設利用対象人口の将来推移や、今後の行政サービスにかかわる政策等に基づき、施設機能(サービス内容)、立地する地域性、施設の特長や個性などを指標として、個々の施設の需要見込みを評価します。

③施設の民間・地域移譲への可能性

公の施設としての必要性が高くない分野において、民間進出状況等の地域性や、民間ノウハウによるサービス向上などを指標として、施設の民間等移譲への可能性を検討します。

④需要とコスト等のバランス

施設機能が同一・類似施設における、利用者数と管理運営費用とのバランス(費用対効果)、地域内分布や隣接地域間での関係などから、統廃合の可能性を検討します。

(2) 数値目標

(ア) 総合管理計画の目標(旧アクションプラン)

公共建築物の延床面積縮減目標を「30%」として、アクションプラン(計画期間: 2019年度から2036年度の18年間)を展開していくことを決定しました。この縮減目標は、公共建築物としての保有規模の縮減に加え、施設の統合等による建設事業の効率化を通じた更新費用の縮減を含めて達成していく施設総量の縮減目標値です。

(イ) 垂井町公共施設個別施設計画の目標

個別施設計画では、適切な施設の保有量を目指しながらも、将来的財政を圧迫しないための計画を策定します。総合管理計画にて試算された、2016年度から2055年度まで現施設を保有した場合の総コストが576億円と試算されています。個別施設計画の策定により数値目標について以下のとおり設定します。

個別施設計画を実行した場合の、施設にかかる2021年度から2056年度までの
更新費用見込額 187億円(うち、30億円は実施済) 対策の効果額 389億円

(ウ)インフラ資産の目標

インフラ資産は、当初見込んだ更新費用(総務省公共施設等更新費用ソフト設定単価)に基づいて試算します。なお、下水道事業については経営戦略「垂井町下水道事業経営戦略(公共下水道)」の投資・財政計画にて試算された10年投資計画の直近5年平均値(年5億円)をもとに試算します。

インフラ資産にかかる 2026 年度から 2056年度までの更新費用見込額

443億円

(3) アクションプランの統合

アクションプランは、総合管理計画の実行に向けた中期的な取組方針を示すため、個別施設計画を策定する前段として 2019年3月に策定されたものです。

その後、個別施設計画の整備が進む中で、アクションプランに掲げた多くの取組内容が既に個別施設計画や総合管理計画に具体化されていると考えられます。このため、計画体系の簡素化や計画改定に伴う事務負担・経費の縮減を目指し、アクションプランの改定は行わず、その一部を公共施設等総合管理計画に包含し、同計画の中で中期的な取組方針を位置づけることとしました。

2019年3月策定 アクションプランの概要(目的、位置づけ及び基本的な考え方)

アクションプランは、総合管理計画に基づき、公共建築物全体の修繕・更新等の発生時期を見通したうえで、分野横断的な視点も踏まえながら、今後「移譲」、「廃止」、「統合」する施設を検討し、財政収支を意識した事業化を図るための実施計画として策定するものです。

なお、アクションプランは、総合管理計画の基本方針及び垂井町第6次総合計画と整合を図りながら、個別施設ごとの具体的な取組内容を検討の上、着実に推進していくものです。

アクションプランでは、総合管理計画に基づいて、公共サービス・施設等の規模適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による全体最適化を図るため、公共施設等に係る将来費用のうち全体の約6割を占める「公共建築物」について、次のような考え方に基づいて今後 18 年で実施する取組を示します。

①公共サービス・施設の適正化

アクションプランでは、総合管理計画の「第 3 章基本方針」に基づき、公共建築物保有量の適正化を図ります。実施する修繕・更新等については、建築後 30 年以上経過し老朽化対策が急務である施設の取組を推進することとし、「垂井町第 6 次総合計画」にて計画されている施設及び老朽化・耐震性等の課題の緊急性や重要性が高い施設の対応に優先して取り組みます。

また、行政が提供を担うべきサービスを見極めた上で施設の適正規模を検証し、民間主体で提供することが望ましい、若しくは可能なサービスについては、地域への移譲や廃止、民設民営による再整備等を実施し、複合化により質の向上と効率化が図られるサービスについては、施設の複合化を進めることで施設の総量を削減します。

さらに、社会情勢や町民ニーズの変化に対応した施設の適正化を図ります。

②維持管理・修繕・更新等に係るコストの縮減

適切かつ効率的な維持管理を実施するとともに、その運営状況や利用状況、今後の少子高齢化へ向けた取組など施設情報を一元的に把握するとともに、計画的な修繕・更新等を行うことで公共建築物の機能や安全性の確保及びコスト縮減を図ります。

③施設の有効活用

既存の公共建築物や未利用の施設・土地を「経営資源」と捉え、それらを有効に活用するため、貸付・売却等だけでなく、公共建築物を活用した新たな取組を導入し、歳入の確保を図ります。

また、適正な施設利用の促進と受益者負担の適正化に向け、施設利用の有料化を検討し、実施を目指します。

本町は、役場などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、集会施設や図書館など多くの町民に利用される文化施設やスポーツ施設、公営住宅など多岐にわたる施設を保有しています。アクションプランでは、このような公共建築物のうち、上水道及び下水道の用に供される施設を除いた「公共建築物」を対象とします。

なお、総合管理計画で対象としたインフラ施設については、アクションプランによる再配置に適さない資産であるため、アクションプランでは対象外とします。

8.公共施設等総合管理計画の実施体制

本計画の策定にあたって公共施設等の保有状況の調査を行いました。この調査を継続的に行い、年度ごとに本町が保有する公共施設等の全体像を把握することとします。この調査は、総務課が事務局となり、各部署の協力の下で公共施設等の情報を収集した上で集計するものとします。

各部署においては、個別施設計画を策定し、所管する公共施設等の計画的な管理を実施します。

9.フォローアップ

計画期間中は、本計画で定めた方針に則り公共施設等の管理を実施しますが、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、計画、実施、評価及び改善を PDCA サイクルに沿って繰り返し行うものとします。

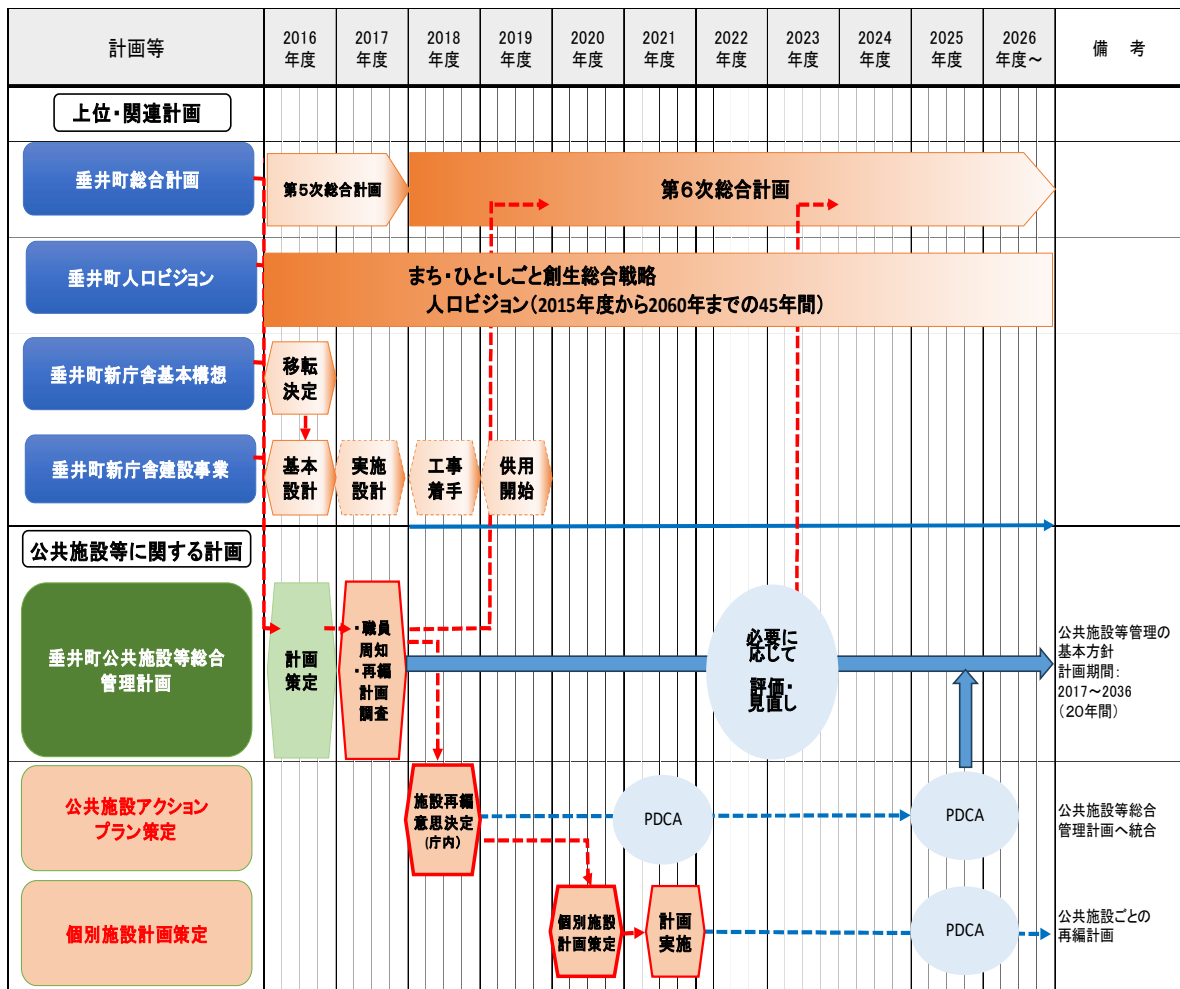
計画の見直しの際には、各部署が策定した個別施設計画と整合をとり、公共施設等の管理に関する本町の計画体系を整備します。

【図表 5-5 PDCA サイクル】



個別施設計画においても実効性を高めるために5年ごとに取組の評価を行いながらフォローアップし、計画を更新していくこととします。計画期間中は、当該計画で定めた方針に基づいた公共施設等の管理を実施し、公共施設等の保有及び管理状況の推移と社会情勢の変化に対応するため、5年ごとに見直しを実施することとしています。

【図表 5-6 公共施設等総合管理計画 公共施設アクションプラン 個別施設計画】



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物の更新費用の縮減

公共建物等の「将来の投資必要額、投資限度額」で明らかとなった現在の施設規模や施設数を維持していくための更新費用は、今後40年間で約576億円かかると見込まれます。このことから将来の投資費用は年平均で14.4億円となります。

一方で2011年度から2015年度までの5年間における投資的経費の実績は年平均で10.9億円(うち、公共建築物は7.45億円)となりました。2016年度から2020年度までの5年間における同実績は庁舎の建設をはじめ大規模な公共建築物の投資があり、年平均で18.0億円(同期間内に公会計固定資産台帳に計上した公共建築物(建物、建物付属設備及び工作物)は年平均で8.9億円)となりました。

個別施設計画策定後、2021年度から2025年度までの間における公共施設の更新費用(約30億円)について、主な内容は次のとおりです。

- ワイワイプラザ垂井(旧庁舎跡地にぎわい創出施設)の建設にあたり、垂井地区まちづくりセンターと貸館機能を有する複合施設として整備することにより、新規建物の面積を抑えながら利便性の向上に努めました。また、旧庁舎及び中央公民館を解体し保有量の削減に努めました。
- 東小学校校舎について長寿命化改修工事を行いました。
- 旧東保育園を改修し新たなビジネス拠点として、コネクトベース垂井を整備しました。未利用施設を再利用し、ビジネスの拠点を提供するとともに、経営資源としても期待できる新たな取り組みです。

また、更新費用は発生しませんが、計画に即した取り組みについて、主な内容は次のとおりです。

- 旧東分団車庫及び農林畜産物販売所 半兵衛の里を民間へ移譲しました。
- ワイワイプラザ垂井及びコネクトベース垂井では指定管理者を設置し、公共施設の管理、運営の効率化と利便性の向上に取り組んでいます。

2022年3月から2026年3月までの間における全施設の延床面積は、ワイワイプラザ垂井の新築などの増加に対し、旧庁舎や中央公民館の解体などによる減少が上回ったことにより、142,105㎡から137,457㎡と、4,648㎡の減少(-3.3%)となりました。

公共施設の建替え更新時期が2038年度～2044年度に集中することが見込まれます。このように建物自体の更新を同時多発的に行うことは、財政的な問題もさることながら、公共施設を利用される町民に対しての安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持することが困難であることを示しています。

公共施設については、現在ある公共施設のサービス機能のうち、今後も必要となる機能を見極めた上で、総量の見直しや非効率的な部分を是正するなど、予測される今後の財政状況と改修、更新にかかる経費とのバランスをとり、持続可能な行政サービスの提供を実現するための見直しを進めることとします。

そこで、「1.公共施設等の管理に関する基本方針」に掲げたように、機能集約等による施設総量の縮減、既存施設の延命化・長寿命化、管理運営費の縮減、また歳入面では、特定財源の確保、計画的な基金積立など、公共施設の在り方を踏まえた多様な取組により、トータルとして更新費用不足額の解消を図り、中長期的な視点によるマネジメントに取り組み、予想される今後の財政状況と公共施設等の改修・更新にかかる経費とのバランスをとりながら、町民への行政サービスの継続性に配慮した公共施設の実現を目指します。

2.更新費用縮減のための取組

財政的に厳しい状況下で、地域住民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮するために、施設にかかるコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点(全体最適)に立って、公共施設マネジメントを推進していくことが必要です。そのためには、公共施設の老朽度と将来の人口、ニーズなど現状の課題を的確に把握し、全庁的な観点から縮減効果の高い施設を抽出し、統合や集約など再配置に向けた取組を進めることが必要です。

本町が所有する公共建築物の延床面積を人口で除した「人口一人あたりの公共建築物床面積」は、2025年度時点の延床面積及び2020年度国勢調査による町の人口を用いると4.97㎡/人(131,334.51㎡/26,402人)です。全国の自治体の平均値と言われている3.42㎡/人(出典:東洋大学PPP研究センターによる全国調査分析(「全国自治体公共施設延床面積データ」))と比較すると、5割程度多く、高い水準にあります。

今後、公共建築物の整備に充てられる投資財源が不足し、公共建築物の老朽化が進む中で、町民に必要な施設を適正に維持管理していくためには、施設総量の削減や長寿命化、計画的な点検・補修、管理運営費の縮減などが避けて通ることができない課題となっています。

本町では、施設総量の多い施設として全施設規模(延床面積)に占める割合が高い施設用途の小学校・中学校(36.0%)、町営住宅(9.9%)、集会施設(11.2%)、こども園(7.4%)等に対して積極的に取組の検討を施す必要があります。

また、小学校をはじめ、中学校、こども園、集会施設、町営住宅といった施設規模が大きい用途すべてにおいて、利用者(各施設の利用対象年代)が将来大きく減少すると想定されます。

しかしながら、公共施設の縮減への取組にあたって、単なる施設総量の縮減に止まらず、多機能化・複合施設化を基本として、施設利用者の利便性向上を図るとともに、安全安心の確保に取り組んでいきます。また、地域住民の利用を中心とした施設については、地域住民の自発的な活動にとってより使い勝手の良いものとするため、地元自治会への移管等を進めることとします。

そこで、今後の公共施設マネジメントの取り組み方針として、「施設総量の適正化」、「点検・診断等」、「維持管理・修繕・更新等」、「安全確保」、「耐震化」、「長寿命化」の6つの項目を柱として、中長期的な取り組みを進めていくこととしています。

次ページ以降、施設類型ごとの取組方針を整理します。

3. 施設類型ごとの取組方針

(1) 行政系施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①庁舎等	1	7,435	役場
②消防施設	25	745	消防車庫、ポンプ車庫 器具庫、可搬庫
合計	26	8,180	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎は、令和元年9月に現庁舎に役場機能の移転を実施。 ● 消防団の活動の場となる消防車庫、ポンプ車庫、器具庫等の施設では、現状、大きな損傷は無いが、経年劣化による老朽化が進んでおり、団員数の減少や資機材の統廃合などを踏まえ、施設のあり方を検討する必要がある。



取組方針	
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎の移転建替え、周辺用地の取得により、文化会館敷地との一体的利活用とあわせ、他の行政機能の集約を検討していく。 ○ 庁舎の移転後、旧庁舎は跡地の有効活用として2024年度より多世代が集まる町民文化系施設「ワイワイプラザ垂井」となっている。 ○ 消防施設は一部借地返却時に集約を検討する。但し、地区単位となる7団体の構成は持続する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団関連施設では、現在、「垂井町消防団あり方検討委員会」において、組織体制に関する見直しが行われているため、耐震化については組織体制の見直し後に検討する。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団関連施設では、現在、「垂井町消防団あり方検討委員会」において、組織体制に関する見直しが行われているため、長寿命化については組織体制の見直し後に検討する。

(2)産業系施設

分類	施設数	延床面積(㎡)	主な施設
①産業系施設	1	1,047	コネクトベース垂井
合計	1	1,047	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none">● 農畜産物販売所「半兵衛の里」は令和4年度(2022年度)に民間へ移譲済。● 令和6年度(2024年度)に「旧東保育園」を、ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」に改築。



取組方針	
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">○ 従前の計画で計上されていた「半兵衛の里」については、民間へ移譲済。○ 2024年度に、「旧東保育園」を、ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」に改築。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">○ 点検結果等をもとに計画的に維持管理を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none">○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	—

(3)健康・福祉施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①障害福祉施設	2	1,295	けやきの家、いずみの園
②保健施設	1	902	保健センター
③その他社会福祉施設	1	597	福祉会館
④高齢福祉施設	5	2,578	デイサービスセンター、老人福祉センター 生きがいセンター、高齢者生きがい対策 拠点施設、夢の屋
合計	9	5,372	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健センターの敷地は借地で建物のみ垂井町が所有。予防接種や検診時には駐車場不足が指摘されている。 ● 福祉会館は昭和 41 年(1966 年)建設であり、老朽化が著しい。 ● デイサービスセンター、生きがいセンターの敷地は借地で運用している。 ● 老人福祉センターは RC 構造で、昭和 54 年(1979 年)建設で老朽化が著しい。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ いずみの園は施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。 ○ 保健センター、福祉会館、デイサービスセンターは、庁舎東館への統合を見込んでいたが、庁舎東館を利用しての統合が難しい状況であるため、それぞれの施設の方向性が決まるまでは現状を維持する。 ○ 老人福祉センターは、老朽化と脆弱な耐震構造であることから廃止する。 ○ 高齢者生きがい対策拠点施設は現状を維持し、夢の屋は、機能再編による地域施設等への統合について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(4)スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①スポーツ施設	4	4,338	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド
合計	4	4,338	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 朝倉運動公園は、防災ヘリコプター緊急離着陸場及び一時集積配分拠点に指定されているが、体育館、体育センターは、土砂災害警戒区域内にあり、かつ旧耐震基準のままである。 ● 令和7年3月に策定した「朝倉運動公園再整備基本構想」において、体育館、体育センターは、公園内の土砂災害警戒区域外での建替えを基本とする方針である。



取組方針	
施設総量の適正化	○ スポーツ施設については、適切・計画的な保全と施設の更新及び用途廃止または機能の集約化(複合化・拠点化)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	—

(5)社会教育系施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①博物館	1	119	菁莪記念館
②図書館	1	2,452	タリイピアセンター
合計	2	2,571	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● タリイピアセンターは文化財等を収蔵するには限界があり、他所へ収蔵保管場所を検討中。 ● タリイピアセンターはスロープなどの必要最小限のバリアフリー対応や、多目的トイレを設置。図書館内のフロアは車椅子での移動ができ、視覚障害者の対応も完了している。

取組方針

施設総量の適正化	○ 社会教育系施設については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(6) 学校教育系施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
① 学校	9	48,372	小学校、中学校
② その他教育施設	1	1,046	学校給食センター
合計	10	49,418	

現状・課題

- 学校施設全般では、耐震補強が完了しているが、垂井小学校は昭和 48 年(1973 年)、府中小学校は昭和 41 年(1966 年)の建設で老朽化が著しい。
- 学校給食センターは平成元年(1989 年)に蜂焼から現在地へ移転。昨今のアレルギー対策など設備投資が課題である。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校については、将来的な児童数・生徒数の推移を踏まえ、施設の適正規模及び適正配置、併せて、規模縮減についても検討する。 ○ 小中学校の児童数・生徒数の減少により生じた空き教室は、周辺施設との複合化などの利活用方法を検討する。 ○ 学校給食センターは施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校校舎、体育館は、すべて新耐震基準又は耐震改修済みである。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、長寿命化改修を実施する。

(7)子育て支援施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
① こども園	6	8,705	こども園
② 幼児・児童施設	3	1,430	留守家庭児童教室
合計	9	10,135	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化により園児数が減少している中で、施設の整備については、将来の社会変動も視野に入れて慎重に検討する必要がある。 ● 東小学校留守家庭児童教室は、旧東幼稚園舎を利活用(転用)した施設である。 ● 宮代小学校留守家庭児童教室は、旧宮代幼稚園舎を利活用(転用)した施設である。 ● 表佐小学校留守家庭児童教室は、旧表佐幼稚園舎を利活用(転用)した施設である。



取組方針	
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の適正規模及び適正配置について検討する。 ○ 留守家庭児童教室は施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども園の園舎、留守家庭児童教室は、すべて新耐震基準又は耐震改修済みである。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(8)町民文化系施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
① 集会施設	37	11,703	まちづくりセンター コミュニティセンター 転作研修所、集会所 ワイワイプラザ垂井
② 文化施設	1	3,711	文化会館
合計	38	15,414	

現状・課題

- 大半の集会施設は地元自治会が管理・運営を行っており、町から火災保険と消防設備点検等、維持費の支出がある。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「旧庁舎跡地」の有効活用として 2024 年度より多世代が集まる町民文化系施設「ワイワイプラザ垂井」となっている。 ○ 集会施設については、今後の建替えや大規模な改修は行わない方向性とし、利用が可能な限りは継続使用した上で廃止する。なお、自治会等から移譲の要望があれば移譲を検討する。 ○ 「旧府中幼稚園舎」を改修し、新たな「府中地区まちづくりセンター」を整備する。なお、現在の「府中地区まちづくりセンター」は解体する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(9)公営住宅

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①公営住宅	7	13,567	町営住宅
合計	7	13,567	

現状・課題

- 駒引町営住宅、比女町営住宅は、耐震性が低く、老朽化が目立つ。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駒引町営住宅、比女町営住宅、葉生町営住宅、河原道町営住宅、永長町営住宅は現入居者の退去後は新規入居者を受け付けず、施設の除却を進める。 ○ むつみ住宅、むつみ町営住宅は、自治会と協議しながら用途の廃止を進め、入居者に払い下げを進める。 ○ その他の町営住宅については施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討し、低層住宅の用途廃止を促進させ施設総数の縮減を図る。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。 ○ 但し、駒引町営住宅、比女町営住宅は順次、除却していく予定であり、耐震診断(改修)は実施しない。
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(10)公園

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①公園(便所等)	8	90	公園便所、児童公園便所
合計	8	90	

現状・課題

- 清水児童公園のトイレは利便性が低下しているため、令和7年(2025年)に建替工事を実施している。
- 神田東公園、コスモス公園、地藏公園のトイレについても、利用者の利便性が低下している。

取組方針

施設総量の適正化	○ 公園の建築物(便所)については、建替えだけでなく、施設のあり方(再配置・統廃合等)についても検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	—

(11)上水道施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①上水道施設	8	1,737	増圧ポンプ場、水源地 浄水場、増圧ポンプ場
合計	8	1,737	

現状・課題

- 北部浄水場は昭和62年(1987年)、栗原水源地は平成 2 年(1990年)に建設され、設備関連の維持管理、更新は適宜実施されており、建物施設の改修等の必要性はない。また、過年度には東大滝簡易水道浄水場を廃止した経緯がある。今後も継続して上水道事業の整備方針に基づき、施設の管理・運営がなされる。

取組方針

施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 法定点検や定期点検を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(12) 下水道施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①下水道施設	3	4,385	浄化センター 農業集落排水処理施設
合計	3	4,385	

現状・課題

- 平成 12 年(2000 年)建設の浄化センター管理棟は、RC 構造で耐用年限(50 年)に達しておらず健全である。

取組方針

施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 法定点検や定期点検を行うとともに劣化調査を行い、その結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(13)供給処理施設

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
①供給処理施設	2	5,241	クリーンセンター エコドーム
合計	2	5,241	

現状・課題

- クリーンセンターは平成9年(1997年)に旧施設の老朽化により、現在の位置に建替えられ、令和5年度(2023年度)までの延命計画に基づいた修繕を実施し、運営している。現状のゴミ搬入方式は旧式のもので、利用者の安全面から、改善の必要性有り。
- エコドームは平成24年(2012年)の開設。従前の文化会館駐車場での「リサイクル体験広場」をエコパークとして新設された。

取組方針

施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ クリーンセンターは現状規模では、行政サービスの維持・安全確保など運営面において限界であり、現在、広域化を視野に入れた取組が進められている。 ○ エコドームは施設のあり方について検討する。
点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(14)その他

分類	施設数	延床面積(m ²)	主な施設
① その他	30	15,963	防災倉庫、水防倉庫、除雪車庫、蜂焼倉庫、 斎場、駅周辺施設、庁舎東館、旧保育園、 旧幼稚園、旧宮代小学校留守家庭児童教室
合計	30	15,963	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 斎場は平成 5 年(1993 年)に火葬場と和室等を備えた斎場として建替えた。斎場の炉は現在 3 基と汚物炉 1 基が稼動しており、平成 24 年度(2012 年度)から 27 年度(2015 年度)の 4 年間で 1 炉ずつオーバーホールしている状況である。 ● 防災倉庫は小学校区の 7 地区に設置され、地域防災計画に定めた資材や生活用品が入っており、備蓄の管理、交換は垂井町で行っている。 ● 庁舎東館は、令和 5 年度に実施した基礎調査の結果、必要な補修をしながら、これまでどおりの用途で活用することはできるが、事務所機能を持たせるなど、居室を有するような用途変更を計画する場合には、構造補強や大規模改修などに多くの費用が必要となることが判明したため、今後のあり方を検討する必要がある。 ● 旧幼稚園、旧宮代小学校留守家庭児童教室は、遊休施設となっている。 ● 垂井駅自由通路橋は、建築から 30 年以上が経過しており、利用者の安全確保のため、専門家による点検を行う必要がある。

取組方針

施設総量の適正化	○ 防災倉庫、水防倉庫、除雪車庫、旧保育園、旧幼稚園、旧宮代小学校留守家庭児童教室については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	○ 施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	—
長寿命化	○ 建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

(15)インフラ施設

分類		総延長(m)	備考
①道路	町道	256,650	
	農道	2,351	
	林道	38,729	
②橋梁		2,081	
③上水道管路		247,739	簡易水道管路は上水道管路に統合
④下水道管路		136,114	

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ● インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、それぞれ構造が異なるため、施設ごとに対応した適切な保全・更新を行う必要がある。 ● 人口動態やニーズに対応したインフラ施設整備が求められる。 ● インフラ施設を面的に縮減していくことは難しいため、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが重要になる。



取組方針	
施設総量の適正化	—
点検・診断等	○ 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、国等が示す「基準」や「要領」に準拠して、インフラ施設ごとの適切な点検・診断を実施し、その結果を蓄積し、計画的な修繕等や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	○ 予防保全を継続的に実施し、施設性能・機能の保持に努めることとし、点検等の結果をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	○ 点検等により異常や危険性が認められた場合には、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	○ インフラ施設は、国等の基準に基づき耐震化を検討する。
長寿命化	○ インフラ施設は、管理運営の方法が建物等施設とは異なり、施設ごとに専門性を有することから、個別の長寿命化計画等の方針等に沿って計画的かつ効率的に施設を保全・更新する。

資料編

●後期の主要課題

自律可能な町であるためには、財政の健全な運営を欠かすことができません。

前期5年計画では、計画的な基金の積立や起債抑制、ふるさと納税、広告掲載による収入源の確保など、多様な取組を進めてきました。一方、財政負担の大きい公共施設の維持・管理については、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に進めていますが、より全庁的な管理を進め、財政負担の平準化と軽減を図っていく必要があります。

後期5年計画では、税収入の減少や公債費、社会保障費、公共施設の老朽化対応などによる行政経費の増加により、財政運営は厳しさを増すことが考えられます。そのため、行財政改革を行うとともに、適正な課税や私債権と公債権の一元的な管理、新たな収入方法の検討などを進め、歳入と歳出の両面から、効率的かつ計画的な財政運営の適正化を進めることが必要です。

●戦略の方向性

持続可能な行財政運営を実現するため、「より多くの事務事業の実施」から「優先度を考慮した事務事業の選択」への転換を進めます。

また、自主・自律したまちづくりを支える財政基盤を健全かつ強固にするため、行財政改革により、費用削減だけでなく、さまざまな財源確保の手法に注力し、財源の安定と持続を図ります。

●戦略

持続可能な健全財政を維持できるよう、町の実態に即した事務事業の見直しや選択を確実に進めるとともに、行財政改革と持続可能性の視点に立った歳出削減と財源の確保を図ります。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 (総務省通知)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日

総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

※ 総務省通知は第一～第六までであるが、第一の記載すべき事項のみ掲載する。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30 年程度が望ましい)
- (3) 公共施設等の維持管理 ii・修繕 iii・更新 iv 等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)v に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する(ただし、少なくとも 10 年以上の計画期間とする)ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型(道路、学校等)ごとに各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識(充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど)を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFI の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針(予防保全型維持管理 viii の考え方を取り入れる、トータルコストの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど)などを記載すること。更新等の方針については、⑥統廃合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤ 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

公共施設等一覧表

行政系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
庁舎等	垂井町役場	7,434	2019	R1	鉄筋コンクリート
	1施設	7,434			
消防施設	垂井分団消防車庫兼土地改良区事務所	164	1988	S63	鉄骨造
消防施設	垂井分団戸海器具庫	9	1999	H11	木造
消防施設	東分団消防車庫(新)	60	2008	H20	木造
消防施設	東分団綾戸ポンプ車庫	10	1987	S62	木造
消防施設	東分団平尾小型ポンプ車庫	10	1988	S63	木造
消防施設	宮代分団消防車庫	59	1997	H9	木造
消防施設	宮代分団天満可搬庫	12	1976	S51	木造
消防施設	宮代分団森下可搬庫	9	1992	H4	木造
消防施設	表佐分団消防車庫(新)	69	2017	H29	木造
消防施設	表佐分団消防車庫(旧)	50	1988	S63	木造
消防施設	表佐分団習中可搬庫	9	1990	H2	木造
消防施設	表佐分団若宮可搬庫	7	1989	H1	木造
消防施設	府中分団消防車庫	60	1993	H5	軽量鉄骨造
消防施設	府中分団梅谷可搬庫	10	1987	S62	木造
消防施設	府中分団大滝可搬庫	7	1946	S21	木造
消防施設	府中分団新井可搬庫	10	1982	S57	木造
消防施設	府中分団市之尾消防器具庫	27	1937	S12	木造
消防施設	岩手分団消防車庫	50	1987	S62	木造
消防施設	岩手分団大石可搬庫	14	1985	S60	木造
消防施設	岩手分団谷器具庫	9	1997	H9	木造
消防施設	岩手分団下町可搬庫	12	1988	S63	木造
消防施設	岩手分団漆原可搬庫	9	1991	H3	木造
消防施設	岩手分団伊吹可搬庫(新)	12	2009	H21	木造
消防施設	合原分団自動車ポンプ車庫	45	1990	H2	木造
消防施設	合原分団消防車庫(軽トラ用)	12	2007	H19	木造
	25施設	745			

産業系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
産業系施設	コネクトベース垂井(旧東保育園)	1,047	1979	S54	鉄筋コンクリート
	1施設	1,047			

健康・福祉施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
障害福祉施設	けやきの家	832	1981	S56	鉄筋コンクリート
障害福祉施設	いずみの園	463	1983	S58	鉄筋コンクリート
	2施設	1,295			
保健施設	保健センター	902	1987	S62	鉄筋コンクリート
	1施設	902			
その他社会福祉施設	福祉会館	597	1965	S40	鉄筋コンクリート
	1施設	597			
高齢福祉施設	デイサービスセンター	656	1990	H2	鉄筋コンクリート
高齢福祉施設	老人福祉センター	1,051	1978	S53	鉄筋コンクリート
高齢福祉施設	生きがいセンター	200	2000	H12	鉄骨造
高齢福祉施設	高齢者生きがい対策拠点施設	97	2009	H21	鉄骨造
高齢福祉施設	夢の屋	574	1972	S47	木造
	5施設	2,578			

スポーツ・レクリエーション系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
スポーツ施設	弓道場	217	1964	S39	軽量鉄骨造
スポーツ施設	朝倉運動公園町民体育館ほか	3,587	1979	S54	鉄筋コンクリート
スポーツ施設	南体育館	500	1978	S53	鉄骨造
スポーツ施設	北部グラウンド(便所)	34	2009	H21	木造
	4施設	4,338			

社会教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
博物館	菁莪記念館	119	1978	S53	鉄骨造
	1施設	119			
図書館	タレイピアセンター	2,452	1993	H5	鉄筋コンクリート
	1施設	2,452			

学校教育系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
学校	垂井小学校	6,057	1972	S47	鉄筋コンクリート
学校	宮代小学校	4,707	1978	S53	鉄筋コンクリート
学校	表佐小学校	4,631	1981	S56	鉄筋コンクリート
学校	東小学校	4,978	1982	S57	鉄筋コンクリート
学校	岩手小学校	4,558	1978	S53	鉄筋コンクリート
学校	府中小学校	5,297	1966	S41	鉄筋コンクリート
学校	合原小学校	2,640	1984	S59	鉄筋コンクリート
学校	不破中学校	9,839	1995	H7	鉄筋コンクリート
学校	北中学校	5,665	1976	S51	鉄筋コンクリート
	9施設	48,372			
その他教育施設	学校給食センター	1,046	1988	H1	鉄骨造
	1施設	1,046			

子育て支援施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
幼稚園・保育園・こども園	垂井東こども園	2,626	2012	H24	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	宮代こども園	896	1982	S57	鉄筋コンクリート
幼稚園・保育園・こども園	表佐こども園	954	1977	S52	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	府中こども園	958	1978	S53	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	岩手こども園	712	1980	S55	鉄骨造
幼稚園・保育園・こども園	垂井こども園	2,559	2018	H30	鉄骨造
	6施設	8,705			
幼児・児童施設	東小学校留守家庭児童教室	600	1982	S57	鉄筋コンクリート
幼児・児童施設	宮代小学校留守家庭児童教室	459	1974	S49	鉄筋コンクリート
幼児・児童施設	表佐小学校留守家庭児童教室	371	1975	S50	鉄筋コンクリート
	3施設	1,430			

町民文化系施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
集会施設	宮代地区まちづくりセンター	576	1985	S60	鉄筋コンクリート
集会施設	表佐地区まちづくりセンター	710	2001	H13	鉄筋コンクリート
集会施設	東地区まちづくりセンター	591	1986	S61	鉄筋コンクリート
集会施設	岩手地区まちづくりセンター	600	1988	S63	鉄筋コンクリート
集会施設	栗原地区まちづくりセンター	499	1980	S55	鉄筋コンクリート
集会施設	府中地区まちづくりセンター	536	1977	S52	鉄筋コンクリート
集会施設	むつみ会館	229	1973	S48	鉄骨造
集会施設	勤労青少年ホーム	690	1984	S59	鉄筋コンクリート
集会施設	コミュニティ・防災センター	287	1986	S61	鉄筋コンクリート
集会施設	垂井東町コミュニティセンター	163	1983	S58	鉄骨造
集会施設	垂井西町コミュニティセンター	179	1984	S59	鉄骨造
集会施設	垂井中町コミュニティセンター	170	1985	S60	鉄骨造
集会施設	駒引コミュニティセンター	187	1987	S62	木造
集会施設	表佐東部コミュニティセンター	155	1987	S62	木造
集会施設	西相川コミュニティセンター	190	1989	H1	木造
集会施設	日守コミュニティセンター	135	1991	H3	木造
集会施設	梅谷コミュニティセンター	171	1998	H10	木造
集会施設	農村婦人の家	382	1980	S55	鉄骨造
集会施設	平尾転作研修所	192	1983	S58	木造
集会施設	伊吹転作研修所	155	1982	S57	木造
集会施設	谷転作研修所	182	1982	S57	木造
集会施設	宮代転作研修所	128	1983	S58	木造
集会施設	表佐転作研修所	193	1983	S58	木造
集会施設	新井集落センター	196	1982	S57	木造
集会施設	下町集落センター	202	1998	H10	木造
集会施設	敷原集落センター	100	1998	H10	木造
集会施設	林業センター	198	1981	S56	鉄骨造
集会施設	レンゲローズ集会所	64	2001	H13	木造
集会施設	綾戸8号集会所	130	1984	S59	木造
集会施設	高瀬ヶ丘青少年集会所	63	1978	S53	プレキャストコンクリート
集会施設	西駒引集会所	180	1992	H4	鉄骨造
集会施設	東大滝集会所	141	1984	S59	木造
集会施設	南宮集会所	43	1977	S52	木造
集会施設	南森下集会所	32	1972	S47	木造
集会施設	南長畑集会所	110	1975	S50	木造
集会施設	ワイワイプラザ垂井	2194	2024	R6	鉄骨造
集会施設	府中地区まちづくりセンター整備用地(旧府中幼稚園)	750	1979	S54	鉄骨造
	37施設	11,703			
文化施設	文化会館	3,711	1981	S56	鉄筋コンクリート
	1施設	3,711			

公営住宅の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
公営住宅	駒引町営住宅	304	1968	S43	木造
公営住宅	駒引集会所	32	1968	S43	木造
公営住宅	野庵町営住宅	3,677	1991	H3	鉄筋コンクリート
公営住宅	野庵集会所	148	1993	H5	木造
公営住宅	比女町営住宅	143	1969	S44	木造
公営住宅	永長町営住宅	1,882	1975	S50	鉄筋コンクリート
公営住宅	永長集会所	63	1976	S51	プレキャストコンクリート
公営住宅	葉生町営住宅	2,063	1977	S52	鉄筋コンクリート
公営住宅	葉生集会所	63	1977	S52	プレキャストコンクリート
公営住宅	河原道町営住宅	3,736	1979	S54	鉄筋コンクリート
公営住宅	河原道集会所	63	1979	S54	鉄筋コンクリート
公営住宅	むつみ町営住宅	1,393	1975	S50	プレキャストコンクリート
	7施設	13,567			

公園の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
公園(便所等)	西相川公園(便所)	11	2005	H17	木造
公園(便所等)	コスモス公園(便所)	3	1993	H5	鉄筋コンクリート
公園(便所等)	清水児童公園(便所)	12	2025	R7	鉄筋コンクリート
公園(便所等)	神田西公園(便所)	3	1995	H7	鉄筋コンクリート
公園(便所等)	地藏公園(便所)	3	1994	H6	コンクリートブロック
公園(便所等)	新井公園(便所)	9	1999	H11	鉄筋コンクリート
公園(便所等)	森下遊園地(便所)	7	2002	H14	木造
公園(便所等)	相川児童公園(便所)	42	2013	H25	鉄筋コンクリート
	8施設	90			

上水道施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
上水道施設	第1水源地	624	2018	H30	鉄筋コンクリート
上水道施設	朝倉増圧ポンプ場	33	1982	S57	鉄筋コンクリート
上水道施設	府中増圧ポンプ場	88	2010	H22	鉄骨造
上水道施設	第2水源地	844	2006	H18	鉄筋コンクリート
上水道施設	栗原水源地	29	1990	H2	コンクリートブロック
上水道施設	菩提増圧ポンプ場	22	1989	H1	コンクリートブロック
上水道施設	北部浄水場	81	1987	S62	鉄筋コンクリート
上水道施設	北部取水場	16	1988	S63	補強コンクリートブロック造
	8施設	1,737			

下水道施設の一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
下水道施設	浄化センター	4,141	2002	H14	鉄筋コンクリート
下水道施設	北部第一農業集落排水処理施設	119	1994	H6	鉄筋コンクリート
下水道施設	伊吹農業集落排水処理施設	125	2001	H13	鉄筋コンクリート
	3施設	4,385			

供給処理施設一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
供給処理施設	クリーンセンター	4,620	1996	H8	鉄骨造
供給処理施設	エコドーム	621	2012	H24	鉄骨造
	2施設	5,241			

その他一覧

中分類	施設名	延床面積	建築年		構造
		(㎡)			
その他	防災倉庫(垂井地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(東地区-1)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(宮代地区-1)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(表佐地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(栗原地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(府中地区-1)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(岩手地区)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(宮代地区-2)	14	2004	H16	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(宮代地区-3)	14	2005	H17	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(東地区-2)	14	2005	H17	軽量鉄骨造
その他	防災倉庫(府中地区-2)	14	2005	H17	軽量鉄骨造
その他	塚の宮 水防倉庫	70	1990	H2	軽量鉄骨造
その他	表佐地藏橋 水防倉庫	21	1987	S62	軽量鉄骨造
その他	鍬取 水防倉庫	21	1988	S63	軽量鉄骨造
その他	町裏 観光休憩所	33	1954	S29	木造
その他	斎場	1,494	1993	H5	鉄筋コンクリート
その他	除雪車庫	48	1982	S57	鉄骨造
その他	蜂焼倉庫	561	1968	S43	コンクリートブロック
その他	朝日プレハブ住宅	16	1976	S51	軽量鉄骨造
その他	垂井駅北便所	30	1995	H7	鉄骨造
その他	垂井駅南便所	36	1995	H7	鉄骨造
その他	垂井駅南駐輪場	316	1994	H6	鉄骨造
その他	垂井駅北駐輪場	658	1994	H6	鉄骨造
その他	垂井駅自由通路橋	544	1995	H7	鉄骨造
その他	庁舎東館	9,832	1990	H2	鉄骨造
その他	旧垂井幼稚園	675	1993	H5	鉄骨造
その他	旧合原幼稚園	264	1991	H3	鉄骨造
その他	旧岩手幼稚園	654	1978	S53	鉄骨造
その他	旧宮代小学校留守家庭児童教室	84	2005	H17	木造
その他	旧垂井地区まちづくりセンター ※旧商工会の2階以上	452	1975	S50	鉄筋コンクリート
	30施設	15,963			

用語解説

用語解説(1/4)	
用語	説明
あ	<p>インフラ長寿命化基本計画</p> <p>国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤などのインフラによって支えられています。その多くが昭和の高度成長時代に集中的に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えます。</p> <p>こうした状況に対応するため、平成25(2013)年11月に、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が取りまとめ、示したのがこの計画です。この計画を受けて、インフラを管理する国や地方公共団体はインフラの維持管理・更新等について、行動計画及びインフラごとの個別施設計画を策定することになっています。</p>
か	<p>旧耐震基準</p> <p>昭和56(1981)年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損した場合においても、補修により継続使用が可能ということで義務付けられたものです。</p>
	<p>行政財産</p> <p>町の財産のうち、土地や建物などの不動産は公有財産と呼ばれ、そして公有財産は「行政財産」と「普通財産」の2種類に分類されます。このうち行政財産は行政目的の定まった財産で、普通財産は行政財産以外の財産をいいます。</p>
	<p>緊急輸送道路</p> <p>地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のことをいいます。</p>
	<p>繰出金</p> <p>一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費をいいます。</p>
	<p>公共施設等更新費用 試算ソフト</p> <p>(一財)自治総合センターによる「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」にて開発された試算ソフトを、(一財)地域総合整備財団が更新したソフトです。</p>
	<p>公債費</p> <p>町債の元金・利子、一時借入金の利子を支払うための経費です。</p>
	<p>公共施設等総合管理計画</p> <p>我が国においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。こうしたことから、地方公共団体においては、平成25(2013)年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成26(2014)年4月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定することになる計画です。</p> <p>公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的しており、本町においてはこの「本町公共施設等総合管理計画」がこれに該当します。</p>

用語解説(2/4)		
用語	説明	
か	国勢調査	国勢調査は5年ごとに、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる統計調査のことで、日本国内に住んでいるすべての人・世帯が対象となります。平成27(2015)年に20回目の調査が行われ、この結果は国や地方公共団体が様々な施策を行う際の重要なデータとなります。
	固定資産台帳	固定資産台帳とは、固定資産・繰延資産を、その取得から減価償却費計算、そして、売却や除却といった顛末に至るまで、その経緯を個別資産ごとに管理する帳簿のことです。
	減価償却	長期間にわたって使用される固定資産の取得(設備投資)に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きのことです。
さ	指定管理者制度	指定管理者制度とは、公の施設の管理に、民間の能力、ノウハウを活用しつつ住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により、それまでの「管理委託制度」に替えて制度化されたものです。 (公の施設の管理は、従来の管理委託制度のもとでは公共団体や地方公共団体が出資する第3セクターに限られていましたが、指定管理者制度では、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に公の施設の管理・運営を包括的に代行させることが可能になりました。)
	新耐震基準	建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法により定められています。この基準は、昭和56(1981)年6月1日に導入され、それ以降の建築確認に適用されています。 新耐震基準は、震度6強から7程度に達する地震でも建物が倒壊・崩壊しないように設定されています。 新耐震基準以前の耐震基準を旧耐震基準と呼んでいます。
	水道事業	一般の需要に応じて水道によって水を供給する事業です。「水道法」(昭和32(1957)年法律177号)による水道事業には、給水人口100人以下のものは含まれず、給水人口5,000人以下の場合は簡易水道事業とよばれます。さらに、これらの水道事業者によるその用水を供給する事業を水道用水供給事業といい、寄宿舍・社宅等の自家用水以外に100人以上に給水するものを専用水道といいます。

用語解説(3/4)

用語	説明
た 垂井町第6次総合計画	本町のまちづくりにおける最上位計画で、将来の都市像を「ひととまちが輝く 地域共創都市 ～さらなるやさしさと活気を求めて～」としています。基本構想は2018年度から2027年度までの10年間で、テーマ別戦略の計画期間は、社会経済情勢の変動や国・県の動向を踏まえ、過去の実績評価を元に柔軟に戦略を変更できるような5年計画とし、2023年3月に本計画に係る「後期5年計画」を策定しました。組織別行動計画は、計画期間を1年間とし、社会変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、短期的なサイクルでPDCAを行い、毎年度見直しします。
垂井町人口ビジョン	本町における2015年から2060年までの目指すべき将来の方向性と人口の将来展望が提示されています。
長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。
特定財源	一般財源とは反対に、使いみちが特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金などが該当します。
は バリアフリー	高齢者、障害者、子供、妊婦などが建築物を利用するときに支障となる障壁(バリア)を取り除くことをいいます。
PFI	PFI(Private Finance Initiative プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。
PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり、P(plan)=計画、D(o)=実行、C(heck)=評価、A(ction)=改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法のことをいいます。
普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、他の地方公共団体と統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。
ファシリティマネジメント	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会(JFMA)によれば、ファシリティマネジメント(FM)を「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、FMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えています。FMの活用分野は、企業はもとより病院、学校、官公庁その他全ての事業体となっています。

用語解説(4/4)	
用語	説明
は	<p>PC橋(プレストレストコンクリート橋)</p> <p>あらかじめ応力を加えたコンクリート材及びPC鋼材を用いるので通常の鉄筋コンクリートに比べて強い荷重に抵抗できます。これによって鉄筋コンクリートよりも、長い支間長(スパン)を可能にしています。</p>
ま	<p>メンテナンスサイクル</p> <p>点検→診断→措置→記録→(次回点検)というように維持管理のサイクルのことです。</p>
や	<p>ユニバーサルデザイン</p> <p>バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、さまざまな人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方をいいます。その領域は、施設のほか、製品やまちづくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっています。</p>
ら	<p>ライフサイクルコスト</p> <p>ライフサイクルコスト(LCC)は、施設の建設に必要なコストのほか、運営にかかる光熱水費や保守点検関係費などの維持管理費等、建物のライフサイクル(建設から解体まで)に係る経費の事をいいます。</p>
	<p>リスクベースメンテナンス</p> <p>リスクを基準に検査およびメンテナンス(検査、補修、改造、更新など)の重要度、緊急度を評価し、優先順位を付けてメンテナンスを行う方法です。ここでいうリスクとは、破損の起きやすさ(破損確率)と破損による被害の大きさ(影響度)の積として定義されています。</p>
	<p>留守家庭児童教室</p> <p>就労等により保護者が昼間家庭にいない学童に対し、授業終了後や学校休業期間において、適切な遊びや生活の場を提供する場です。</p>